

令和5年9月20日  
淀川本川河川保全利用委員会  
資料2

## 令和5年度 審議対象案件の占用施設説明書

## 目 次


|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 7. 緑地（休養施設）（摂津市） .....      | 1   |
| 11. 公園（守口市） .....           | 7   |
| 14. 守口市淀川河川敷運動広場（守口市） ..... | 13  |
| 13. 運動広場（寝屋川市） .....        | 25  |
| 18. 公園（高槻市） .....           | 97  |
| 70. よし畑公園（島本町） .....        | 114 |

## 7.緑地(休養施設)

記入者：摂津市水みどり課 西芝史成

|       |              |      |    |      |     |    |             |
|-------|--------------|------|----|------|-----|----|-------------|
| 番号    | 7. 緑地 (休養施設) | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 摂津市 | 場所 | 神崎川 右岸 0.2k |
| ランク:C |              |      |    |      |     |    |             |

(占用者作成)

|                   |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|
| <p>位置図</p>        |   | <p>現況写真</p>  |       |
| <p>標準断面</p>       |   | <p>現在の利用形態</p>   | <p>広場・花壇。<br/>味生小学校の登下校時の集合場所、混雑時の避難箇所、また淀川河川公園へのアクセス途上の休憩場所、付近の高齢者の憩いの場所として利用されている。</p> |
| <p>許可の経緯</p>      | <p>&lt;当初許可&gt;H4. 12. 22<br/>&lt;許可期限&gt;R6. 5. 31</p>  | <p>都市計画の有無</p>   | <p>無</p>   |
| <p>堤内地・堤防・堤外地</p> | <p>堤内地・堤防・堤外地</p>  | <p>付帯施設等</p>   | <p>ベンチ 2基<br/>プランター組合花壇<br/>時計台 1基</p>   |
| <p>特記事項</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>西一津屋、南別府地区の市民より、摂津市立味生小学校の通学途上の歩道が狭小 (w ≒ 1.5m) で通学時間帯が近辺の大企業の通勤者と競合し大変危険な状況となっていた。このため、地元自治会及び味生小学校より毎日の集団登校の安全指導を行う集合場所及び混雑時の退避箇所の確保を求められていた。</li> <li>淀川、神崎川緑地以北の市民の多くから、淀川河川公園への途上に休憩施設を求められていた。</li> </ul> |  |  |
| <p>前回審議意見と対応</p>  | <p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面積も小さく、特に問題なく管理されている。近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい</li> <li>資料に平面・横断面図が添付されわかりやすくなった。横断面図に河川区域の範囲を入れると、さらにわかりやすい</li> </ul>   | <p>前回審議意見の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民ボランティア活動により花壇への植栽が定期的に行われ、利用者の憩いの一助となっている</li> <li>図面に河川区域範囲を追加した</li> </ul> |  |

## 【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式  
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:07緑地(休憩施設))

| No | 確認の視点      | 確認事項  | 過年度意見   | 過年度意見についての対応と進捗   | 占用者による確認  | 河川管理者による確認 | 河川保全利用委員会の意見 | 評価区分                                      | 備考 |
|----|------------|---|---|---|---|------------|--------------|---|----|
| 1  | 占用の必要性     | 自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか<br>※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す<br>(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等       | 過年度意見   |   | 摂津市 緑の基本計画<br>(p.40)歩行者空間の充実・整備                         |            |              | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                     |    |
| 2  |            | 避難場所等の防災上の位置づけはあるか<br>(例)地域防災計画等  |   |   | なし  |            |              | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                     |    |
| 3  |            | 堤内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか  |   |   | なし  |            |              | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                     |    |
| 7  | 占用の目的      | 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか   |   |   | 歩行者への休養確保   |            |              | ○:公平に利用できる<br>△:公平に利用できない<br>×:特定の者が利用    |    |
| 8  |            | 利用状況は占用目的に合致しているか   | 面積も小さく、特に問題なく管理されている。近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえ、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えたい<br>資料に平面・横断面が添付されわかりやすくなった。横断面図に河川区域の範囲を入れると、さらにわかりやすい | ・住民ボランティア活動により花壇への植栽が定期的に行われ、利用者の悪いの一助となっている<br>・図面に河川区域範囲を追加した |   |            |              | ○:合致している<br>△:合致していない場合がある<br>×:合致していない   |    |
| 10 | 自然環境の保全・再生 | 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境に配慮すべき事項を把握しているか<br>(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等 |   |   | コイ、オイカワ、マジンミ(結繩資料:平成14年度大阪府河川水辺の国勢調査・平成18年度河川水辺の国勢調査出典) |            |              | ○:把握している<br>△:調査中<br>×:連携していない            |    |
| 16 | 適正な利用      | 不許可の工作物は設置されていないか   |   |   | なし  |            |              | ○:設置されていない<br>△:設置される場合がある<br>×:設置されている   |    |
| 17 |            | 占用区域外を使用していないか<br>(例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等                            |   |   | なし  |            |              | ○:使用していない<br>△:使用している場合がある<br>×:使用している    |    |
| 19 |            | 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか<br>(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等                    |   |   | なし  |            |              | ○:迷惑な利用はない<br>△:迷惑になる場合がある<br>×:迷惑な利用がある  |    |
| 20 |            | 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか   |   |   | 休養施設のため定めていない   |            |              | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない              |    |
| 22 |            | 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか  |   |   | 休養施設のため周知していない  |            |              | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない、又はルールを定めていない |    |

## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

## ■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

✓（特に意見なし）

平成20年 委員会

✓（特に意見なし）

平成26年 委員会

✓ 利用状況が分かる図面に河川との関係が分かる位置図をつけること

平成30年 委員会

✓ 面積も小さく、特に問題なく管理されている。近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい

✓ 資料に平面・横断図が添付されわかりやすくなった。横断図に河川区域の範囲を入れると、さらにわかりやすい



## 11.公園

記入者：守口市道路公園課 池川 健美



## 【チェックリスト】

記入者：守口市都市整備部道路公園課

Cラック案件のチェックリストの様式  
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称：11公園)

| No | 確認の視点      | 確認事項  | 過年度意見  | 過年度意見についての対応と進捗                  | 占用者による確認 | 河川保全利用委員会の意見 | 評価欄 | 評価区分 | 備考 |
|----|------------|---|--|----------------------------------|----------|--------------|-----|------|----|
| 1  | 占用の必要性     | 自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか<br>※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す<br>(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等       | 過年度意見  | 過年度意見についての対応と進捗                  | 占用者による確認 | 河川保全利用委員会の意見 | 評価欄 | 評価区分 | 備考 |
| 2  |            | 避難場所等の防災上の位置づけはあるか<br>(例)地域防災計画等  |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 3  |            | 堤内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか  |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 7  | 占用の目的      | 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか   |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 8  |            | 利用状況は占用の目的に合致しているか  | 近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい |                                  | 合致している。  |              |     |      |    |
| 10 | 自然環境の保全・再生 | 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか<br>(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等 |  | 占用地の範囲は限定的ではあるが、「てびき」を参考に管理に努める。 | 把握している。  |              |     |      |    |
| 16 | 適正な利用      | 不許可の工作物は設置されていないか   |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 17 |            | 占用区域外を使用していないか<br>(例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等                           |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 19 |            | 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか<br>(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等                    |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 20 |            | 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか   |  |                                  |          |              |     |      |    |
| 22 |            | 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか  |  |                                  |          |              |     |      |    |

## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

## ■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

✓ 意見なし

平成24年 委員会

✓ 意見なし

平成30年 委員会

- ✓ 特に問題なく管理されている。近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい
- ✓ 昨年度作成された「てびき」を活用されたい

## 14.守口市淀川河川敷運動広場

記入者：狩野 成輝（守口市 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課）

ランク：A

|    |                      |      |      |      |     |    |                            |
|----|----------------------|------|------|------|-----|----|----------------------------|
| 番号 | 14. 守口市淀川<br>河川敷運動広場 | 占用目的 | 運動広場 | 許可受者 | 守口市 | 場所 | 左岸 17.4k+65m～<br>17.8k-55m |
|----|----------------------|------|------|------|-----|----|----------------------------|

1. 施設の概要 (占用者作成)

|                               |  |             |  |   |
|-------------------------------|--|-------------|--|---|
| 位置図                           |  |             | 現況写真   | <p>下流側の様子<br/>令和5年5月</p> <p>上流側の様子<br/>令和5年5月</p> |
| 現在の<br>利用形態                   | ・野球場 2 面、サッカー（ラグビー）場<br>1 面            | 都市計画<br>の有無 | 有（都市公園）  |   |
| 占用面積                          | 26,278.75 m <sup>2</sup>               | 付帯施設等       | バックネット、サッカーゴール、ラグビーポール、バットケース、ベンチ、仮設トイレ  |   |
| 許可の経緯                         | <当初許可> S59.7.16<br><許可期限> R6.4.30      | 利用者数        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度 40,732 人</li> <li>・令和元年度 62,880 人</li> <li>・令和2年度 24,990 人</li> <li>・令和3年度 27,180 人</li> <li>・令和4年度 75,287 人</li> </ul> |   |
| 堤内地・<br>堤外地                   | 堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地                         |             |  |   |
| 周辺の<br>土地利用の<br>状況            | ・堤内側は住宅を中心に工場等が混在する市街地。                |             |  |   |
| 関連諸計画<br>における<br>占用地の<br>位置付け | ・守口市地域防災計画において、広域避難所に指定されている。          |             |  |   |
| その他<br>特記事項                   | ・運動広場の管理業務は、守口市の委託をうけて株式会社オーエンスが行っている。 |             |  |   |



ランク：A

|    |                      |      |      |      |     |    |                            |
|----|----------------------|------|------|------|-----|----|----------------------------|
| 番号 | 14. 守口市淀川<br>河川敷運動広場 | 占用目的 | 運動広場 | 許可受者 | 守口市 | 場所 | 左岸 17.4k+65m～<br>17.8k-55m |
|----|----------------------|------|------|------|-----|----|----------------------------|

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 占用の<br>必要性                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市においてはスポーツを通じて健康の保持増進に努めているところだが、市内にこれらの施設が少なく、河川敷の利用の必要性が大である。</li> <li>・「守口市花と緑の基本計画」では、都市公園の整備目標数値は、令和5年度において、6.8㎡/人である。平成25年度末の数値は、既に6.9㎡/人と上回っているが、これは淀川河川公園・鶴見緑地を含む数値であり、本市管理公園の数値向上及びスポーツやレクリエーションの空間確保のためには、占有を必要とする。</li> <li>・「第6次守口市総合基本計画」では、淀川は、「貴重な自然環境が享受できる水辺空間」であり、「本市にとって身近に自然と触れ合える貴重な親水空間」を「地域の資源として活用」と位置づけている。</li> </ul> |   |
| 管理状況                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理規則・利用規則は、有（守口市淀川河川敷運動広場開放事業実施要綱）</li> <li>・管理・運営業務は、守口市の委託を受けて、株式会社オーエンスが行っている。</li> </ul>  |   |
| 利用状況                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排他独占利用は、無</li> </ul>  |   |
| 前回審議の<br>意見と対応               | 前回審議の意見   | 前回審議意見の対応   |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する川らしい自然環境の啓発等の取組みなど、委員会意見への対応が十分とはいえない。</li> <li>・多くのスポーツ利用者に対し、環境団体などと協力した具体的取組みに努められたい</li> <li>・保全利用委員会で作成している「河川保全利用指針(案)」を参考にされたい。</li> <li>・現在、配布されている「チラシ」は、セイヨウカラシナとタコノアシが淀川に生育する植物として並んで掲載されており違和感があるので、内容を理解のうえ改善されたい。</li> </ul>   | <p>本市の淀川河川敷運動広場を利用している方々に、淀川の自然環境について理解を深めてもらうことを目的に、本市が占有する河川敷を環境学習の場として、令和3年度・令和4年度に学習会を実施した。</p> |
| 環境保全<br>に向けて<br>申請者の<br>取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板で占有区域を明示している。</li> <li>・利用団体による清掃・草刈等の活動を行っている。(年3～4回)</li> <li>・生物の忌避行動につながる行為をしないよう利用者に啓発している。</li> </ul>   |   |
| その他                          |   |   |

ランク：A

|    |                      |      |      |      |     |    |                            |
|----|----------------------|------|------|------|-----|----|----------------------------|
| 番号 | 14. 守口市淀川<br>河川敷運動広場 | 占用目的 | 運動広場 | 許可受者 | 守口市 | 場所 | 左岸 17.4k+65m～<br>17.8k-55m |
|----|----------------------|------|------|------|-----|----|----------------------------|

### 3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

|                             |                     |  |
|-----------------------------|---------------------|--|
| <p>占用地及び周辺の<br/>自然環境</p>    |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地内は主に運動場として利用されており、裸地、芝地などがみられる。草地に生息するヒバリが確認されている。</li> <li>・ 占用地の上流側及び下流側の河川敷にはオギ、セイタカヨシ等を主体としたオギ原が分布する。対岸の水際には比較的広い範囲にセイタカヨシを主体としたヨシ原が広がる。周辺ではヨシ原やオギ原に生息するオオヨシキリが確認されている。</li> <li>・ 占用地の上下流には工事等で生じた人為裸地が存在する。</li> <li>・ 当該占用地の前面水域は淀川大堰上流の湛水域にあたり、瀬淵はみられず、全体的に流れは遅い。越冬期にはオカヨシガモやヒドリガモといったカモ類が確認されている。</li> <li>・ 背後地は国道1号を隔てて密集した市街地である。</li> </ul>   |
| <p>自然環境上重要な場所</p>           |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地周辺は全体に人工的な環境であり、オオヨシキリ等が生息するオギ原は水辺の生物の重要な生息場となっているとみられる。</li> <li>・ 占用地内やその周辺の丈の低い草地はヒバリ等の重要な生息場となっていると考えられる。</li> <li>・ 占用地前面の水域はカモ類等の水鳥類の重要な生息地となっている。</li> </ul>  |
| <p>水際の<br/>状況</p>           | <p>水域までの<br/>距離</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域までの距離：15m</li> <li>・ 河岸との間までほぼ裸地状態である。</li> <li>・ 河岸は人工的に整備されたブロック護岸が連続している。</li> <li>・ 占用地の前面は船着場として整備されておりコンクリートの占める割合が多い。</li> </ul>   |
|                             | <p>水面との<br/>高低差</p> | <p>約3.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年9月16日の台風18号により冠水している。</li> </ul>  |
| <p>環境面から見た<br/>望ましい利用方針</p> |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺のオギ原はオオヨシキリなど鳥類にとっての重要な生息空間・繁殖空間であることから、生物の忌避行動につながるような行為（オギ原に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要があり、利用者に看板等で注意を促す。特にオオヨシキリをはじめとする鳥類の繁殖期（4月～8月）に注意する。</li> <li>・ 鳥類や昆虫類等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。特に水際側や上下流側での草地環境の保全・創出に留意する。</li> <li>・ ヒバリをはじめとする鳥類の繁殖期（4月～9月）には頻繁な草刈は行わない。</li> <li>・ 冬季を中心としたカモ類の飛来時期には、生物の忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要があり、利用者に看板等で注意を促す。</li> <li>・ 開放水面を利用するカモ類に対するブラインドとなるよう、水際の高茎草地を保全する。</li> <li>・ 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul> |

ランク：A

|    |          |      |      |      |     |    |                              |
|----|----------|------|------|------|-----|----|------------------------------|
| 番号 | 14. 運動広場 | 占用目的 | 運動広場 | 許可受者 | 守口市 | 場所 | 左岸 17. 4k+65m～<br>17. 8k-55m |
|----|----------|------|------|------|-----|----|------------------------------|

4. 占用許可期間の更新についての意見

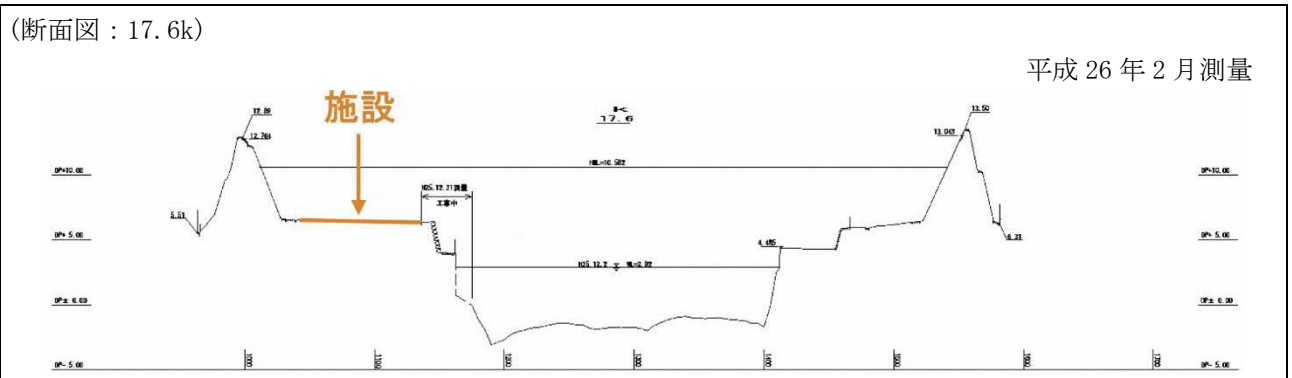
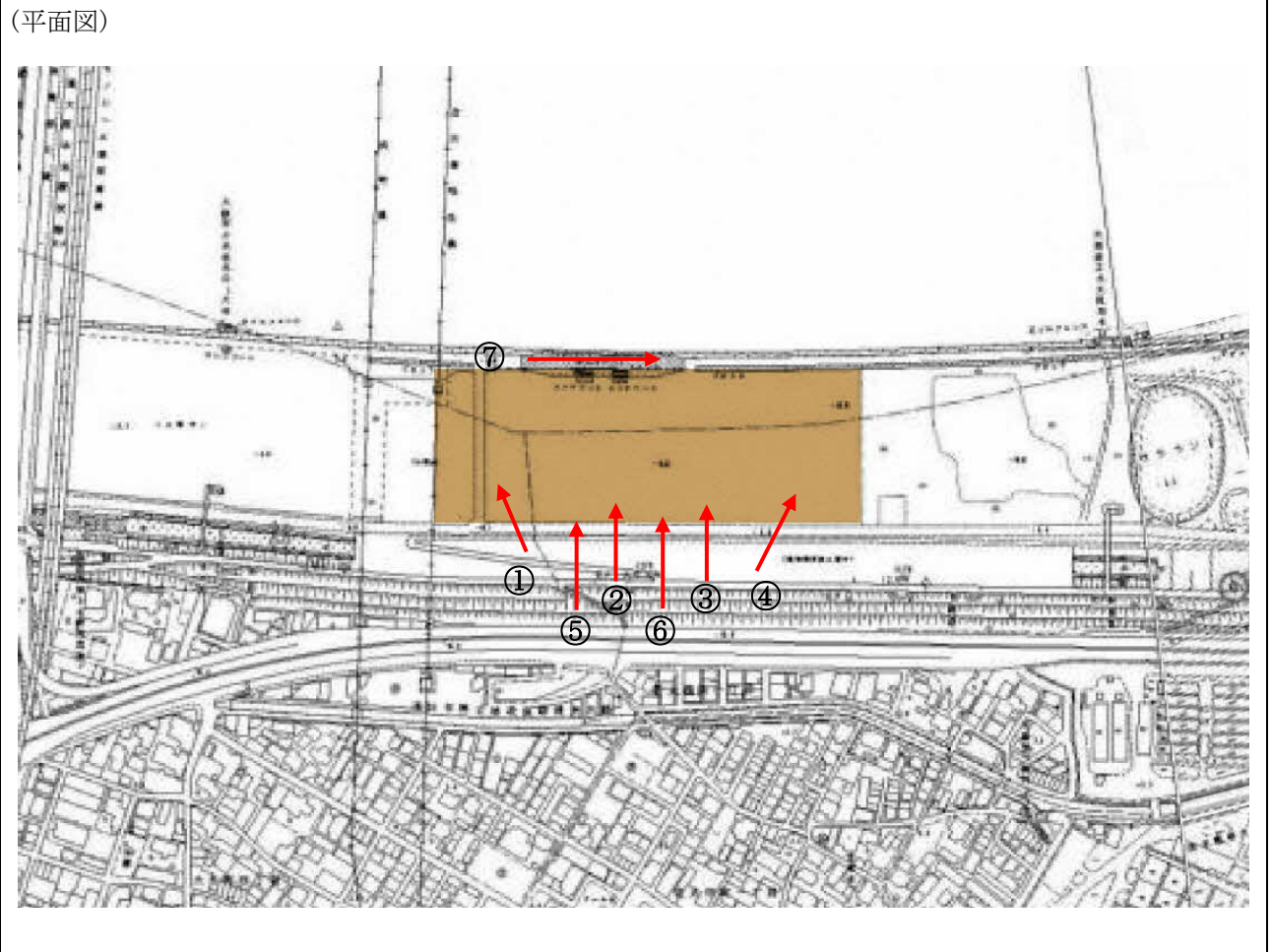
(委員会作成)

ランク：A

|    |          |      |      |      |     |    |                            |
|----|----------|------|------|------|-----|----|----------------------------|
| 番号 | 14. 運動広場 | 占用目的 | 運動広場 | 許可受者 | 守口市 | 場所 | 左岸 17.4k+65m～<br>17.8k-55m |
|----|----------|------|------|------|-----|----|----------------------------|

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：守口市)



① 堤防からグラウンド下流部を望む



令和 5 年 5 月

② 堤防からグラウンド中央部を望む



令和 5 年 5 月

ランク：A

|    |          |      |      |      |     |    |                            |
|----|----------|------|------|------|-----|----|----------------------------|
| 番号 | 14. 運動広場 | 占用目的 | 運動広場 | 許可受者 | 守口市 | 場所 | 左岸 17.4k+65m～<br>17.8k-55m |
|----|----------|------|------|------|-----|----|----------------------------|

(占用者作成)

③グラウンド中央部



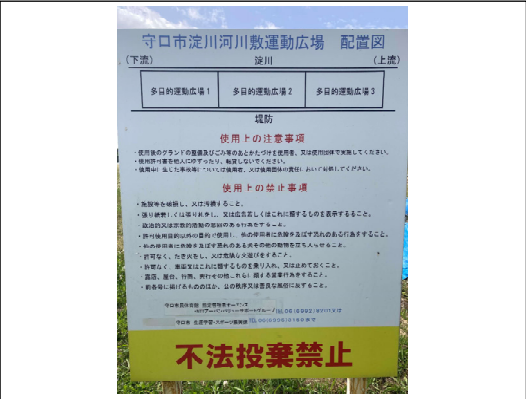
令和2年10月

④堤防からグラウンド上流部を望む



令和5年5月

⑤看板（注意・禁止事項）



令和5年5月

⑥占有許可標識



令和2年10月

<河川際>

⑦淀川上流側を望む（1）



令和2年10月

⑦淀川上流側を望む（2）



令和2年10月

## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者: 守口市 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称: 14守口市淀川河川敷運動広場)

| No | 確認の視点      | 確認事項  | 過年度意見 | 過年度意見についての対応と進捗                      | 占用者による確認  | 河川管理者による確認 | 評価欄 | 評価区分                                    | 備考 |
|----|------------|---|-------|--------------------------------------|---|------------|-----|---|----|
| 1  | 占用の必要性     | 自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか<br>※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す<br>(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等         |       |                                      | 花と緑の基本計画において、都市公園の整備目標指針数値に淀川河川公園が含まれている。   |            |     | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                   |    |
| 2  |            | 避難場所等の防災上の位置づけはあるか<br>(例)地域防災計画等  |       |                                      | 守口市地域防災計画資料編P.84において広域避難場所に指定されている。   |            |     | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                   |    |
| 3  |            | 場内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか  |       |                                      | なし  |            |     | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                   |    |
| 4  |            | 川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか<br>(例)・水際の占有面積を縮小<br>・グラウンドを親水公園に変更<br>・河川敷内で場所移動 等    |       |                                      | なし  |            |     | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                   |    |
| 5  | 検討体制       | 占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか<br>※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す |       |                                      | 環境保全・啓蒙に關して関連する他部局との連携に努める。   |            |     | ○:連携している<br>△:検討中<br>×:連携していない          |    |
| 6  | 占用目的       | 占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか   |       |                                      | 一部合致している。<br>(環境学習会の実施)   |            |     | ○:合致する<br>△:一部合致する<br>×:合致しない           |    |
| 7  |            | 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか   |       |                                      | 公共的団体の大会等で占用利用する場合がある。  |            |     | ○:公平に利用できる<br>△:公平に利用できない<br>×:特定の者が利用  |    |
| 8  |            | 利用状況は占用目的に合致しているか   |       |                                      | 合致している。   |            |     | ○:合致している<br>△:合致していない場合がある<br>×:合致していない |    |
| 9  | 連携体制       | 「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか                             |       | 環境政策課、道路公園課など他部局と連携をとって、環境活動に取組んでいる。 | 本市の淀川河川敷運動広場を利用している方々に、淀川の自然環境について理解を深めてもらうことを目的に、本市が占有する河川敷を環境学習の場として、令和3年度・令和4年度に学習会を実施した。(令和5年度も検討中) |            |     | ○:連携している<br>△:検討中<br>×:連携していない          |    |
| 10 | 自然環境の保全・再生 | 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか<br>(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等   |       | チャラシについては留意する。                       | 占用区域の明示<br>生物の忌避行動につながるような行為をしないように啓発している。  |            |     | ○:把握している<br>△:調査中<br>×:連携していない          |    |
| 11 |            | 占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか  |       |                                      | 把握している。   |            |     | ○:把握している<br>△:調査中<br>×:連携していない          |    |

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)  
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称：14守口市淀川河川敷運動広場)

| No | 確認の視点 | 確認事項   | 過年度意見 | 過年度意見についての対応と進捗 | 占用者による確認                            | 河川管理者による確認 | 河川保全利用委員会の意見 | 評価区分                                      | 備考 |
|----|-------|--|-------|-----------------|-------------------------------------|------------|--------------|---|----|
| 12 |       | 施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか<br>(例)水際に緩衝緑地を設置等               |       |                 | 配慮していない。                            |            |              | ○：配慮している<br>△：検討中<br>×：配慮していない            |    |
| 13 |       | 管理室は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか<br>(例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等 |       |                 | 投棄されたゴミの収集除草時の水際部の刈り残し              |            |              | ○：配慮している<br>△：検討中<br>×：配慮していない            |    |
| 14 |       | 施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか<br>(例)情報板設置による環境配慮への啓発等            |       |                 | 看板に利用区域を明示している。申請書許可時に利用者に注意喚起している。 |            |              | ○：行っている<br>△：検討中<br>×：行っていない              |    |
| 15 |       | 占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか   |       |                 | 除草活動を行っている。                         |            |              | ○：行っている<br>△：検討中<br>×：行っていない              |    |
| 16 | 適正な利用 | 不許可の工作物は設置されていないか  |       |                 | 設置されていない。                           |            |              | ○：設置されていない<br>△：設置される場合がある<br>×：設置されている   |    |
| 17 |       | 占用区域外を使用していないか<br>(例)トイレ、追入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等                        |       |                 | 使用していない。                            |            |              | ○：使用していない<br>△：使用している場合がある<br>×：使用している    |    |
| 18 |       | 占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか                 |       |                 | 支障はない。                              |            |              | ○：支障はない<br>△：支障になる場合がある<br>×：支障がある        |    |
| 19 |       | 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか<br>(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等               |       |                 | ゴミの投棄はあるが、早急に対応している。                |            |              | ○：迷惑な利用はない<br>△：迷惑になる場合がある<br>×：迷惑な利用がある  |    |
| 20 |       | 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか  |       |                 | 定めている。                              |            |              | ○：定めている<br>△：検討中<br>×：定めていない              |    |
| 21 |       | 管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか  |       |                 | 定めている。                              |            |              | ○：定めている<br>△：検討中<br>×：定めていない、又はルールを定めていない |    |
| 22 |       | 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか   |       |                 | 要項・細則を定めている。                        |            |              | ○：定めている<br>△：検討中<br>×：定めていない、又はルールを定めていない |    |



## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場としての利用については利用実態を把握し、河川管理者とも協議のうえ、新たに申請すること
- ⇒ 占用範囲外の駐車については、暫定的に占用範囲内に駐車させることとした
- ⇒ 駐車指定場所を示す看板を設置した
- ⇒ 使用団体から監視員を選出して管理体制をとり、許可車には許可証の発行をしている
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること

平成20年 委員会

- ⇒ 守口市河川敷運動広場駐車場管理運営細則に基づき駐車場の管理運営を行っている
- ✓ 占用使用する施設が公共用地の一部であることを認識し、整理整頓・清掃などの環境整備に努めて欲しい
- ✓ 占用地の周辺には草地、水際地帯が存在し、河川固有の貴重な自然環境があるため、これらの保全・再生を念頭に利用と管理にあたること
- ⇒ 認識し、環境整備に努めていく
- ✓ 利用者数を十分に把握すること
- ⇒ 把握を行った

平成23年 委員会

- ⇒ 利用者に対し、生物の忌避行動につながるような行為をしないように啓発している
- ⇒ 利用者へのゴミの持ち帰りの啓発、不法投棄への対応、利用者を含めた草刈等を実施している

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 前回意見を踏襲する
- ✓ 環境保全・啓発に関して関連する他部局との連携に取り組んで欲しい
- ✓ 川らしい自然環境の保全再生に関する前回審議意見への対応が不十分であり、来年度の委員会において取り組みを報告して欲しい

平成29年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境の保全再生に関する前回意見への対応が不十分である。環境保全・啓発に関しては、関連する他部局と連携し、具体の対策に取り組まれない。
- ✓ 他の占用地での取り組みを参考に、「利用案内」と併せて利用者に環境情報を提示するなど、踏み込んだ取り組みについて検討されたい。

令和2年 委員会

- ✓ 利用者に対する川らしい自然環境の啓発等の取組みなど、委員会意見への対応が十分とはいえない。
- ⇒ これまでの取組みは十分ではなかった。また、委員会での指摘についても、引継ぎが十分でなく継承されていなかった。今後、環境政策課、道路公園課など他部局と連携をとって、環境活動に取り組んでいく。
- ✓ 多くのスポーツ利用者に対し、環境団体などと協力した具体的取組みに努められたい
- ✓ 保全利用委員会で作成している「河川保全利用指針(案)」を参考にされたい。
- ✓ 現在、配布されている「チラシ」は、セイヨウカラシナとタコノアシが淀川に生育する植物として並んで掲載されており違和感があるので、内容を理解のうえ改善されたい。

## 13.運動広場

記入者：濱 修司

ランク：A

|    |          |      |     |      |      |    |                          |
|----|----------|------|-----|------|------|----|--------------------------|
| 番号 | 13. 運動広場 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 寝屋川市 | 場所 | 左岸 22.0K+150m<br>～22.4Km |
|----|----------|------|-----|------|------|----|--------------------------|

1. 施設の概要 (占用者作成)

|                   |   |         |  |
|-------------------|---|---------|--|
| 位置図               |   | 現況写真    | <p>下流側から全景<br/>(R05.07.25撮影)</p> <p>中央部の全景<br/>(R05.07.25撮影)</p>                       |
| 現在の利用形態           | 野球広場4面、ソフトボール場1面、多目的広場(ラグビー場)1面   | 都市計画の有無 | 無  |
| 占用面積              | 57,288.66 m <sup>2</sup>  | 付帯施設等   | 移動トイレ2基、バックネット5基<br>ラグビーポール1対、用具庫7箇所   |
| 許可の経緯             | <当初許可> H2.12.6<br><許可期限> R6.11.30   | 利用者数    | 平成30年度 122,642人<br>令和元年度 139,746人<br>令和2年度 90,660人<br>令和3年度 128,730人<br>令和4年度 149,440人 |
| 堤内地・堤外地           | 堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地  |         |  |
| 周辺の土地利用の状況        | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤外地の占用地の上流側は出口野草地区があり、出口地区が一部公園となって整備され、出口河畔地区、伊加賀野草地区がある。また、占用地の下流側、木屋元地区の堤防側にテニスコート(3面)、淀川側に野球場(2面)、ストリートバスケットコート(2面)、ラグビー、サッカー場(1面)、太間地区・点野野草地区では芝生広場、駐車場(682台収容)管理所、陸上トラック、芝生広場、バーベキュー広場など設置されており、堤内地には太間サービスセンターが位置している。</li> <li>堤内地では、一部住宅、マンション、民家など立ち並び、農地等が混存している。また、国道1号線側には、大阪府立環境農林水産総合研究所・生物多様性センターがある。</li> </ul> |         |  |
| 関連諸計画における占用地の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川市地域防災計画において、災害に強いまちづくりを目指し、災害時において広域避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして位置付けている。</li> <li>応急救助活動、物資集積の基地として、また、木屋元町、点野1丁目、仁和寺本町6丁目地先で臨時ヘリポートとして活用できる重要な役割を果たす施設である。</li> <li>本市の「寝屋川市みどりの基本計画改定版」では、「協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川」を基本理念とし、淀川や寝屋川などの豊かな水と大規模な公園緑地におけるみどりの自然環境の保全を掲げている。</li> </ul>                                      |         |  |
| その他特記事項           | <ul style="list-style-type: none"> <li>隔年で1月に、占用許可を受けている木屋元地区に於いて、枚方寝屋川消防組合消防本部による消防出初式典が開催されている。</li> <li>寝屋川市自然を学ぶ会では、四季折々を通し「身近な自然観察・自然に親しむ環境づくり」の学習会を実施しており、植物観察では淀川の川岸や野草地区を歩いて観察され、野鳥観察ではバードウォッチングなど、淀川のそれぞれの地域で生存する野鳥の姿等を観察し学習活動を行っている。</li> <li>自動車の乗入は許可制としている。</li> <li>平成29年台風21号により冠水被害、グラウンドが洗掘されたため使用を制限し、整地及び消毒、清掃等の措置を実施。</li> </ul>                    |         |  |

|    |          |      |     |      |      |    |                          |
|----|----------|------|-----|------|------|----|--------------------------|
| 番号 | 13. 運動広場 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 寝屋川市 | 場所 | 左岸 22.0K+150m<br>～22.4Km |
|----|----------|------|-----|------|------|----|--------------------------|

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 占用の必要性           | <ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川市内のスポーツ施設として、市民グラウンド（野球場2面）、市民テニスコート（4面）、市立小学校（24校）、府立高校（3校）が利用されているが、いずれも学校行事、地域行事等が多くスポーツ活動に関して需要を満足する事は難しい状況である。淀川河川グラウンドは、一般開放利用をはじめ、社会人野球（1面）、少年野球（2面）、スポーツ少年団野球（1面）、ソフトボール（1面）、ラグビー（1面）で多くの市民に親しまれ利用されており、子どもから大人まで世代間同士の交流の場として、自然の中での人間形成や自然環境等を体験する貴重な場として、市としても必要不可欠な施設として認識していることから、引き続き運動場としての占有が必要と考えます。</li> </ul>  |   |
| 管理状況             | <ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川市が管理し、単年度契約による業務委託契約により、管理を業者に委託している。</li> <li>管理運営委員会規則は、有（名称、目的、事業、組織、内規、細則等定めている。）</li> <li>主な管理内容は、次の通りである。<br/>管理業務委託内容は草刈や清掃、グラウンドの整備等を委託している。なお、草刈は草刈機を使用し人力で行っている。<br/>グラウンドにおいても日頃の清掃はもとより、毎年、「みんなの手できれいな河川敷」をテーマに「淀川河川クリーンキャンペーン」を開催し、運営委員、各団体から、合わせて約60～70名程度の方が参加し、占用地域全般の清掃活動を実施している。<br/>平成30年度に改定した「みどりの基本計画」でも、市民協働による緑のまちづくり「クリーンリバー寝屋川」と称し淀川付近の河川一帯の清掃をしている。</li> </ul> |   |
| 利用状況             | <ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンドは日曜・祝日、管理運営委員会組織加盟団体が大会等を中心に利用している。ただし、平日、土曜日については一般利用団体に開放している。（抽選にて）</li> <li>駐車場については現在、堤外地内のスペースを確保し利用者の利便性を図っている。</li> <li>大会等の運営に当たっては車の乗り入れ台数を制限し、入場許可書を発行している。</li> <li>一般利用団体への利用受付は、毎月第二日曜日に抽選会を開催し翌月の利用抽選を行い、日程等の調整を行う。</li> </ul>   |   |
| 前回審議の意見と対応       | <p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習会の実施は良い活動で、他の箇所でも参考になる良い例といえる。占有者の担当が変わってもきちんと引き継ぎ、継続して実施してほしい。</li> <li>学習会実施の効果を示すことができるよう、河川敷利用者全体に対する学習会参加者の割合を把握されるとよい。</li> <li>生物は季節ごとに出現種が異なるので、今後はそれらにも配慮して活動を継続されたい。</li> </ul>   | <p>前回審議意見の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習会に代わる事業として、寝屋川市自然を学ぶ会と共同開催事業「淀川学習会」を開催。令和4年度は中止となりましたが、新規発刊された「秋の淀川」に因み「秋の淀川学習会」として開催します。</li> <li>総利用者は同一の利用者もカウントしているため、割合としての換算が難しいことから、参加人数・満足度にて実績値を示したいと考えています。</li> <li>今回は新規発刊の「秋の淀川」に因んで秋の学習会としたが、同会発行「春の淀川」に因む春の学習会の開催も視野に入れている。</li> </ul> |
| 環境保全に向けて申請者の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>長期的展望<br/>淀川特有の自然環境を有する場所であり、人々が自然と触れ合う事が出来る貴重な場所であることを利用者に対して、引き続き周知徹底に努めていきます。</li> <li>環境保全等への各種取組<br/>堤外地の草刈、堤防の草刈、清掃活動等河川環境と美化活動に務めており、水辺景観の保全・再生への取り組みに努めています。また、「寝屋川市自然を学ぶ会」との連携を図り、身近な自然ガイドブックの発刊や「ねやがわ自然塾」の実施等、「自然に親しむ環境づくり」に取り組んでいます。</li> </ul>   |   |
| その他              | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月20日に淀川河川事務所主催で実施された合同マナーアップ活動にも参加するなど、市内外問わず河川敷の利用周知活動には積極的に参加している。</li> </ul>  |   |

ランク：A

|    |          |      |     |      |      |    |                          |
|----|----------|------|-----|------|------|----|--------------------------|
| 番号 | 13. 運動広場 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 寝屋川市 | 場所 | 左岸 22.0K+150m<br>～22.4Km |
|----|----------|------|-----|------|------|----|--------------------------|

### 3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

|                        |                |   |
|------------------------|----------------|---|
| <p>占用地及び周辺の自然環境</p>    |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地内は運動場として利用されており、裸地、芝地などがみられる。</li> <li>・ 占用地の水際には左・右岸ともにセイタカヨシが生育している。上流側には出口野草地区が存在し、セイタカヨシ、セイタカアワダチソウを主体とした高茎草地在比較的広い範囲で分布する。また、ヨシ原に生息するオオヨシキリが確認されている。</li> <li>・ 上流側にある寝屋川市上水取水口周辺には小規模なヤナギ林（ジャヤナギーアカメヤナギ群落）が分布する。</li> <li>・ 占用地の下流側は野球場、テニスコート、ラグビー場があり裸地、芝地がみられる。</li> <li>・ 占用地と水際の間にはオギ群落や一年生草本群落がみられる。草地に生息するヒバリやセッカが確認されている。</li> <li>・ 当該占用地の前面水域は、瀬淵はみられず、全体的に流れは遅くトロ状である。越冬期には数は少ないもののキンクロハジロ等のカモ類がみられる。上流左岸側には砂州が堆積し、一時的にワンド状の環境が出現することがある。周辺ではニホンウナギやコウライモロコなどの魚類やヒメモノアラガイ、ゲンジボタルなどの底生動物が確認されている。</li> <li>・ 水際は草地から根固めブロックで水面へとつづいている。</li> <li>・ 背後地はポンプ場、淡水試験場などで人家は離れている。</li> </ul>  |
| <p>自然環境上重要な場所</p>      |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地周辺では、全体に人工的な環境であるため、オオヨシキリ等が生息するヨシ原やセッカ、ヒバリ等が生息する草地といった自然植生の残る環境が水辺の生物の重要な生息地となっているとみられる。</li> <li>・ 占用地前面の水域はカモ類等の水鳥類や魚類、底生動物の重要な生息地となっている。</li> </ul>   |
| <p>水際の状況</p>           | <p>水域までの距離</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水際までの距離：約 30～40m</li> <li>・ 河岸は土羽河岸で前面に捨石が行われている。</li> </ul>   |
|                        | <p>水面との高低差</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 4～5m</li> <li>・ 冠水実績：平成 25 年 9 月 16 日の台風 18 号、平成 29 年 10 月 22 日の台風 21 号の豪雨により冠水している。</li> </ul>  |
| <p>環境面から見た望ましい利用方針</p> |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河岸の草地空間が生物にとって重要なゾーンとなることから、その草地空間には立ち入らないような制限を行う。特にオオヨシキリをはじめとする鳥類の繁殖期（4 月～8 月）に注意する。</li> <li>・ 冬季を中心としたカモ類の飛来時期には、生物の忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要があり、利用者に看板等で注意を促す。</li> <li>・ 開放水面を利用するカモ類等鳥類に対するブラインドとなるよう、水際の高茎草地在を保全する。</li> <li>・ 鳥類や昆虫類等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。特に水際側や上流側での草地環境の保全・創出に留意する。</li> <li>・ ヒバリやセッカをはじめとする鳥類の繁殖期（4 月～9 月）には頻繁な草刈は行わない。</li> <li>・ 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る</li> <li>・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul> |

ランク：A

|    |          |      |     |      |      |    |                            |
|----|----------|------|-----|------|------|----|----------------------------|
| 番号 | 13. 運動広場 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 寝屋川市 | 場所 | 左岸 22. 0K+150m<br>～22. 4Km |
|----|----------|------|-----|------|------|----|----------------------------|

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

(委員会作成)

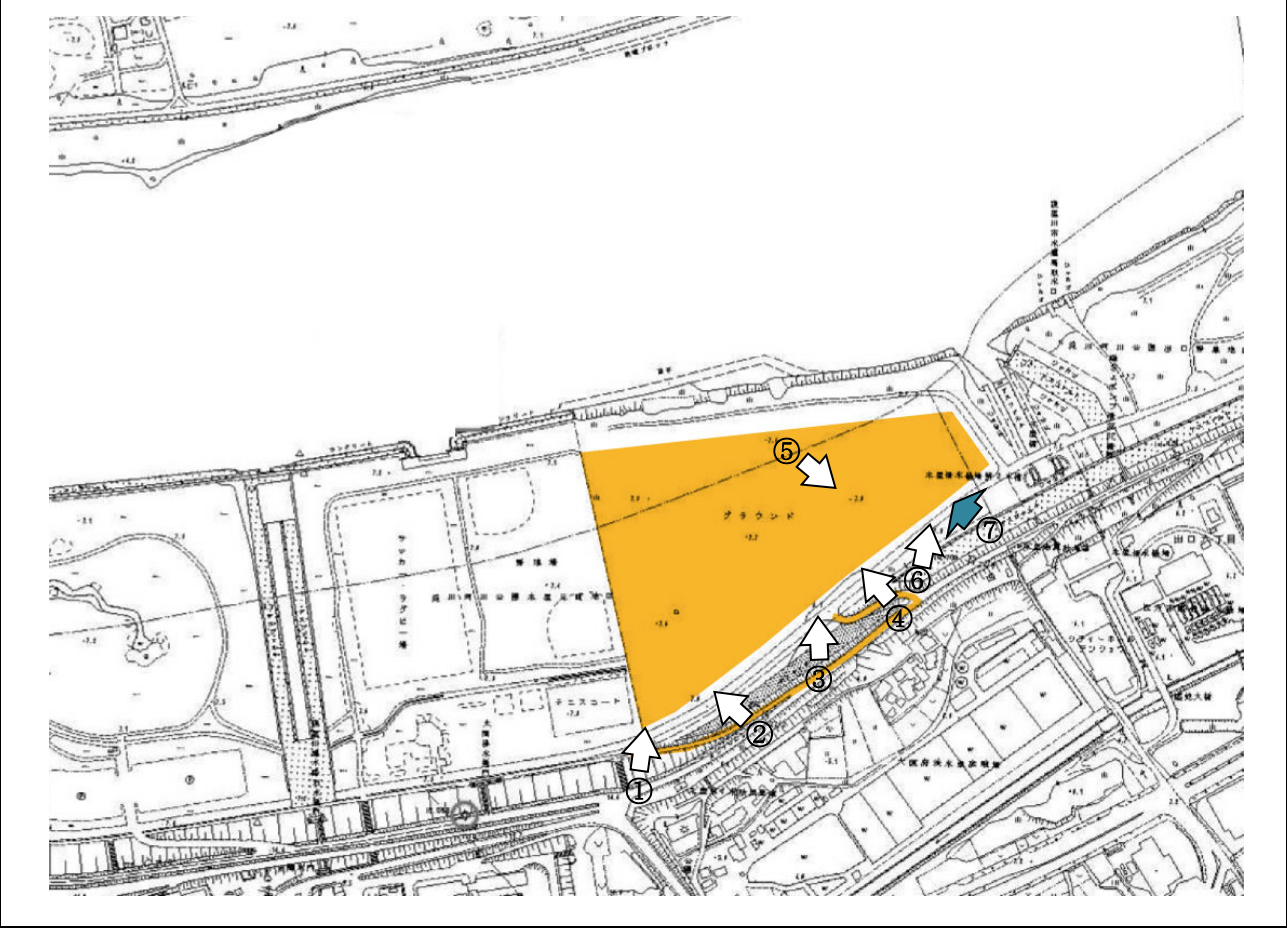
ランク：A

|    |          |      |     |      |      |    |                         |
|----|----------|------|-----|------|------|----|-------------------------|
| 番号 | 13. 運動広場 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 寝屋川市 | 場所 | 左岸 22.0k+150m<br>～22.4k |
|----|----------|------|-----|------|------|----|-------------------------|

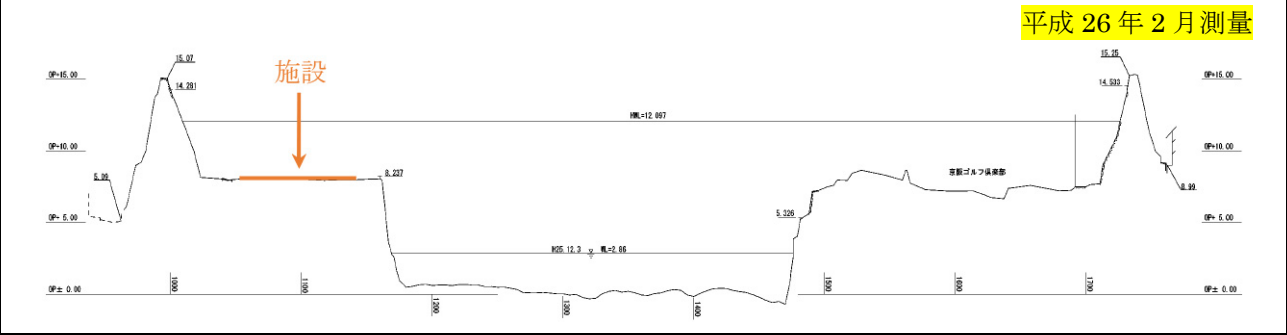
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：22.4k)



① 運動場 堤防下流側から望む(R05.07.25 撮影)



② 運動場 堤防下流側から望む(R05.07.25 撮影)



ランク：A

|    |          |      |     |      |      |    |                            |
|----|----------|------|-----|------|------|----|----------------------------|
| 番号 | 13. 運動広場 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 寝屋川市 | 場所 | 左岸 22. 0K+150m<br>～22. 4Km |
|----|----------|------|-----|------|------|----|----------------------------|

(写真撮影者：占有者)



③ 運動場 堤防中央部から望む (R05. 07. 25 撮影)



④ 運動場 堤防中央部から望む (R05. 07. 25 撮影)



⑤ 淀川から占有地中央を望む (R05. 07. 25 撮影)



⑥ 運動場 堤防上流側から望む (R05. 07. 25 撮影)



⑦ 全景

## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:濱 修司(寝屋川市:文化スポーツ室)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:13:運動広場)

| No | 確認の観点      | 確認事項  | 過年度意見 | 過年度意見についての対応と進捗  | 占用者による確認   | 河川管理者による確認 | 評価区分  | 備考 |
|----|------------|---|-------|--|--|------------|---|----|
| 1  | 占用の必要性     | 自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか<br>※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す<br>(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等       | 過年度意見 | 過年度意見についての対応と進捗  | <p>・第六次寝屋川市総合計画後期基本計画<br/>「水辺環境の整備と保全」<br/>・寝屋川市みどりの基本計画改定版「協働・共助」により発展する水とみどりの中核市寝屋川市!<br/>・寝屋川市環境基本計画(改定版)「めざすべき環境像」<br/>・新寝屋川八景<br/>「淀川河川公園が市民投票第1位、本市を代表する景観に選定」</p> |            | <p>○:ある<br/>△:検討中<br/>×:ない</p>                  |    |
| 2  |            | 避難場所等の防災上の位置づけはあるか<br>(例)地域防災計画等  |       |  | <p>・寝屋川市地域防災計画<br/>災害時の救助や応急活動を円滑に実施するため広域避難所として、また緊急時に於けるヘリポート場として明記しています。</p>  |            | <p>○:ある<br/>△:検討中<br/>×:ない</p>                  |    |
| 3  |            | 提内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか   |       | <p>市内で廢校になった学校グラウンドへの代替が可能か等、本市の他部署と連携を行い、検討を図っています。</p> |  |            | <p>○:ある<br/>△:検討中<br/>×:ない</p>                  |    |
| 4  |            | 川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか<br>(例)・水際部の占用面積を縮小<br>・グラウンドを親水公園に変更等<br>・河川敷内で場所移動  |       |  | <p>別紙添付資料に記載のとおり、施設の転換は難しい状況ですが、利用にあたっては、「自然環境の保全」に配慮した利用に努めています。</p>  |            | <p>○:ある<br/>△:検討中<br/>×:ない</p>                  |    |
| 5  | 検討体制       | 占用施設の代替地や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか<br>※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す  |       |  | <p>別紙添付資料に記載のとおり、施設の代替地は難しい状況ですが、本市の他部署と連携を行い、自然環境の保全に努めています。</p>  |            | <p>○:連携している<br/>△:検討中<br/>×:連携していない</p>         |    |
| 6  | 占用目的       | 占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか   |       |  | <p>自然環境を維持し、占用地の清掃等環境整備を実施し、水辺付近では草の刈り残しを図っています。</p>   |            | <p>○:合致する<br/>△:一部合致する<br/>×:合致しない</p>          |    |
| 7  |            | 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか   |       |  | <p>別紙添付資料のとおり、利用については、管理運営委員会を定め、公平な利用を行っています。</p>   |            | <p>○:公平に利用できる<br/>△:公平に利用できない<br/>×:特定の者が利用</p> |    |
| 8  |            | 利用状況は、占用目的に合致しているか  |       |  | <p>運動場として許可をいただいています<br/>が、自然環境の保全に配慮した取り組みを行います。</p>  |            | <p>○:合致している<br/>△:合致していない<br/>×:合致していない</p>     |    |
| 9  | 連携体制       | 「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか                           |       |  | <p>早朝の散歩、ジョギング等地域住民は勿論、PTA団体、小・中学校の活動、消防組合、自然を学ぶ会等と連携しています。</p>  |            | <p>○:連携している<br/>△:検討中<br/>×:連携していない</p>         |    |
| 10 | 自然環境の保全・再生 | 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか<br>(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等 |       |  | <p>占用地域では別紙添付資料のとおり、様々な植物が生育し、野鳥が飛び交っています。<br/>さらに、保全すべき自然環境を利用する手引きに記載し、周知徹底を行いました。</p>   |            | <p>○:把握している<br/>△:調査中<br/>×:連携していない</p>         |    |
| 11 |            | 占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか  |       |  | <p>台風時以外冠水は見られませんが、年に一度工作物の撤去訓練を行っています。<br/>過去の冠水状況については、別紙添付資料のとおりです。</p>   |            | <p>○:把握している<br/>△:調査中<br/>×:連携していない</p>         |    |

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)  
●河川保全利用チェックリスト(占有地 名称:13:運動広場)

| No | 確認の視点 | 確認事項  | 過年度意見 | 過年度意見についての対応と進捗 | 占有者による確認   | 河川管理者による確認 | 河川保全利用委員会の意見 | 評価欄 | 評価区分                                      | 備考 |
|----|-------|---|-------|-----------------|--|------------|--------------|-----|---|----|
| 12 | 確認の視点 | 施設設備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか<br>(例)水際部に緩衝緑地を設置等               |       |                 | 占有区域の草刈、堤防の草刈を行っています。水際近への除草は行っていません。                |            |              |     | ○:配慮している<br>△:検討中<br>×:配慮していない            |    |
| 13 |       | 管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか<br>(例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等 |       |                 | ゴミの収集、除草時期の配慮、水際部分への草の刈り残し等、自然環境への配慮を行っています。         |            |              |     | ○:配慮している<br>△:検討中<br>×:配慮していない            |    |
| 14 |       | 施設利用者に占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか<br>(例)情報板設置による環境配慮への啓発等             |       |                 | 利用の手引きに明記し、占有区域を管理している運営委員会等で啓発を行っています。              |            |              |     | ○:行っている<br>△:検討中<br>×:行っていない              |    |
| 15 |       | 占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか  |       |                 | 占有区域内の清掃活動を通じて環境学習し、さらに各種の取り組みにより、環境学習・保全活動を行っています。  |            |              |     | ○:行っている<br>△:検討中<br>×:行っていない              |    |
| 16 | 適正な利用 | 不許可の工作物は設置されていないか   |       |                 | 許可以外の工作物は設置していません。                                   |            |              |     | ○:設置されていない<br>△:設置される場合がある<br>×:設置されている   |    |
| 17 |       | 占有区域外を使用していないか<br>(例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等                        |       |                 | 利用団体は占有区域以外で使用していませんが、一部見学の方が占有区域以外のトイレを利用しています。     |            |              |     | ○:使用していない<br>△:使用している場合がある<br>×:使用している    |    |
| 18 |       | 占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか                  |       |                 | 占有施設付近及び周辺等を他の団体が使用する時は、事前に申請して頂いてから使用しています。         |            |              |     | ○:支障はない<br>△:支障になる場合がある<br>×:支障がある        |    |
| 19 |       | 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか<br>(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等                |       |                 | 占有地域でのゴミの処理、車両等の交通問題、騒音問題等については、管理運営委員の方々が啓発を行っています。 |            |              |     | ○:迷惑な利用はない<br>△:迷惑になる場合がある<br>×:迷惑な利用がある  |    |
| 20 |       | 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか   |       |                 | 管理運営規則で定めています。                                       |            |              |     | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない              |    |
| 21 |       | 管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか   |       |                 | 利用の手引きに自然環境の保全・再生に関する内容を追記しました。                      |            |              |     | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない、又はルールを定めていない |    |
| 22 |       | 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか  |       |                 | 占有施設を利用の際は、必ず利用手引きを用いて、ルールの周知徹底を行っています。              |            |              |     | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない、又はルールを定めていない |    |

## 【参考資料】

# 寝屋川市淀川河川グラウンドの利用人数算出方法

下記の基準に基づいて算出。

① 大会優先利用(スポーツ振興連盟所属兼河川管理運営委員会所属団体)

→添付1のとおり提出されたものから1試合あたりの目安人数(参照表1)をもって利用人数を算出。

②優先利用以外の抽選団体→添付2のとおり提出されたものから使用人数で算出。

③雨天により使用不可になった場合は0人として算出

## 添付1

### FAX 送付状

令和2年10月7日

送付先：寝屋川市スポーツ振興連盟

差出人：寝屋川市ラグビーフットボール協会

全部で1枚

件名：淀川河川公園木犀元町地区グラウンド（B-1）使用について

11月の使用日は、以下の通りです。

11月 1日(日) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 3日(祝) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 7日(土) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 8日(日) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 14日(土) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 15日(日) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 21日(土) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 22日(日) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 23日(祝) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 28日(土) 午前 9時00分～午後 5時00分  
 29日(日) 午前 9時00分～午後 5時00分

以上です。よろしくお願ひします。

## 添付2

### 淀川河川グラウンド使用申請書

使用許可第 ー 号  
 平成 年 月 日

寝屋川市スポーツ振興連盟様

申請者名  
 電話番号

下記のとおり使用申請します。

|        |                             |       |     |
|--------|-----------------------------|-------|-----|
| 団体名    |                             | 使用人数  |     |
| 使用責任者名 |                             | 電話番号  |     |
| 上記連絡先  | 住所 寝屋川市( ) 市 町 番 号          |       |     |
| 使用目的   | 軟式野球 ソフトボール ・ ラグビー ・ その他( ) |       |     |
| 使用日時   | 月 日 曜日 時～ 時                 | 使用協力金 | 領収印 |
| 使用場所   | A-1 ・ A-2 ・ A-3 ・ A-4       | 円     | 返納印 |
|        | A-5 ・ 多目的グラウンド              |       |     |

備考 1. 原則として、1団体1面・1区分とし、1区分の使用時間は2時間とする。  
 2. グラウンド整備協力金は、1区分600円とする。ただし、平日は半額とする。

## 参照表1

|              | 1日あたりの試合数平均 | 1試合あたり目安人数 |
|--------------|-------------|------------|
| 軟式野球連盟       | 5           | 40         |
| スポーツ少年団      | 6           | 40         |
| ソフトボール協会     | 5           | 40         |
| ラグビーフットボール協会 | 4           | 100        |

令和4年度 淀川河川敷グラウンド利用状況

(4年4月～5年3月)

(一般利用)

| 競技種目<br>月 | 軟式野球 |        | ソフトボール |      | ラグビー |      | 合計   |        |
|-----------|------|--------|--------|------|------|------|------|--------|
|           | 利用件数 | 利用人数   | 利用件数   | 利用人数 | 利用件数 | 利用人数 | 利用件数 | 利用人数   |
| 4月        | 10   | 200    |        |      |      |      | 10   | 200    |
| 5月        | 49   | 2,240  |        |      |      |      | 49   | 2,240  |
| 6月        | 15   | 320    |        |      |      |      | 15   | 320    |
| 7月        | 24   | 1,000  |        |      |      |      | 24   | 1,000  |
| 8月        | 21   | 460    |        |      |      |      | 21   | 460    |
| 9月        | 14   | 380    |        |      |      |      | 14   | 380    |
| 10月       | 21   | 580    |        |      |      |      | 21   | 580    |
| 11月       | 18   | 480    | 10     | 200  |      |      | 28   | 680    |
| 12月       | 29   | 1,020  |        |      |      |      | 29   | 1,020  |
| 1月        | 41   | 1,550  |        |      |      |      | 41   | 1,550  |
| 2月        | 39   | 1,460  |        |      |      |      | 39   | 1,460  |
| 3月        | 39   | 1,310  |        |      |      |      | 39   | 1,310  |
| 小計        | 320  | 11,000 | 10     | 200  | 0    | 0    | 330  | 11,200 |

(団体利用)

|     | 軟式野球  |        | ソフトボール |      | ラグビー |        | スポーツ少年団 |        | 中体連  |      | 合計    |         |
|-----|-------|--------|--------|------|------|--------|---------|--------|------|------|-------|---------|
|     | 利用件数  | 利用人数   | 利用件数   | 利用人数 | 利用件数 | 利用人数   | 利用件数    | 利用人数   | 利用件数 | 利用人数 | 利用件数  | 利用人数    |
| 4月  | 135   | 5,400  | 6      | 240  | 32   | 3,200  | 75      | 3,000  | 0    | 0    | 248   | 11,840  |
| 5月  | 160   | 6,400  | 6      | 240  | 40   | 4,000  | 69      | 2,760  | 0    | 0    | 275   | 13,400  |
| 6月  | 140   | 5,600  | 6      | 240  | 32   | 3,200  | 60      | 2,400  | 0    | 0    | 238   | 11,440  |
| 7月  | 145   | 5,800  | 0      | 0    | 44   | 4,400  | 57      | 2,280  | 0    | 0    | 246   | 12,480  |
| 8月  | 145   | 5,800  | 0      | 0    | 36   | 3,600  | 54      | 2,160  | 0    | 0    | 235   | 11,560  |
| 9月  | 130   | 5,200  | 0      | 0    | 36   | 3,600  | 102     | 4,080  | 0    | 0    | 268   | 12,880  |
| 10月 | 165   | 6,600  | 0      | 0    | 40   | 4,000  | 96      | 3,840  | 0    | 0    | 301   | 14,440  |
| 11月 | 153   | 6,120  | 0      | 0    | 38   | 3,800  | 84      | 3,360  | 0    | 0    | 275   | 13,280  |
| 12月 | 118   | 4,720  | 0      | 0    | 30   | 3,000  | 48      | 1,920  | 0    | 0    | 196   | 9,640   |
| 1月  | 113   | 4,520  | 0      | 0    | 32   | 3,200  | 30      | 1,200  | 0    | 0    | 175   | 8,920   |
| 2月  | 105   | 4,200  | 0      | 0    | 28   | 2,800  | 18      | 720    | 0    | 0    | 151   | 7,720   |
| 3月  | 148   | 5,920  | 0      | 0    | 28   | 2,800  | 48      | 1,920  | 0    | 0    | 224   | 10,640  |
| 小計  | 1,657 | 66,280 | 18     | 720  | 416  | 41,600 | 741     | 29,640 | 0    | 0    | 2,832 | 138,240 |
| 総合計 | 1,977 | 77,280 | 28     | 920  | 416  | 41,600 | 741     | 29,640 | 0    | 0    | 3,162 | 149,440 |

| 団体利用<br>算出基本 | 5     |       | 6     |       | 4     |       | 100   |       | 40    |         |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|              | 1日試合数 | 1試合人数 | 1日試合数 | 1試合人数 | 1日試合数 | 1試合人数 | 1日試合数 | 1試合人数 | 1日試合数 | 1試合人数   |
|              | 5     | 40    | 6     | 40    | 4     | 4     | 6     | 6     | 10中   | 15人/2時間 |

## Aランク案件 チェックリストの詳細について

### 【占用の必要性】

#### No.1 自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか

(例) 総合計画、都市計画、緑の基本計画等

##### 《寝屋川市の回答》

##### 1 第六次寝屋川市総合計画基本計画

重点取組項目として、「みどりのある都市空間の創出」、「地域ニーズに応じた協働による公園づくり」、「水とのふれあい・豊かな水辺の創造」を掲げています。

##### 2 寝屋川市みどりの基本計画 改定版

淀川河川公園を「都市の水辺」と位置づけ、「協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川」を基本理念とし、淀川河川公園については「自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する」ことを基本方針としています。

##### 3 寝屋川市環境基本計画（改定版）

「めざすべき環境像」において、淀川河川敷を「自然を学び、うるおいのある生活空間づくりを再構築する」と掲げています。

##### 4 新寝屋川八景

「自然を散策し、歴史にふれ、子供たちが遊び、市民が憩う、そして郷土愛を育む」を基本テーマに市民1万人から候補地の投票を行った結果、市民投票第1位に「淀川河川公園」が選定され、本市を代表する景観として幅広い支持を得ています。

別添資料1

#### No.2 避難場所等の防災上の位置づけはあるか

(例) 地域防災計画等

##### 《寝屋川市の回答》

##### 1 寝屋川市地域防災計画

ア 「都市基盤施設の防災機能の強化」→ 河川における防災機能の強化を明記

イ 「災害時用臨時ヘリポートの整備」→ 同ヘリポート選定状況について明記

別添資料2

#### No.3 堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか

##### 《寝屋川市の回答》

現在、本市が利用させていただいている淀川河川グラウンドは、一般開放利用をはじめ、社会人野球（1面）、少年野球（2面）、スポーツ少年団野球（1面）、ソ



フットボール（1面）、ラグビー（1面）の約5.7ヘクタールの運動場として多くの市民に親しまれ利用されており、子どもから大人まで世代間同士の交流の場として、自然の中での人間形成や自然環境等を体験する貴重な場として、本市としても必要不可欠な施設であります。そのため、すべての施設を代替することは非常に困難な状況ではありますが、例えば、市内で廃校になった学校グラウンドへの代替が可能であるか等、学校教育の所管である「教育政策総務課」との連携を行い、検討を図っております。

#### **No.4 川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか**

**(例)・水際部の占用面積を縮小**

- ・グラウンドを親水公園に変更
- ・河川敷内で場所移動 等

##### **《寝屋川市の回答》**

現在、本市では運動場として年間13万人以上の市民の方が占用施設を利用させていただいている状況であります。そのほかにも早朝にジョギングや体操など、気軽に体を動かせる貴重な場所として、周辺地域の住民に大変親しまれている状況であります。

そのため、施設の転換については難しい状況ではありますが、本来、河川敷の利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」という観点から、水際の草を刈り残すことや、利用手引きへの追記の実施等、引き続き自然環境の保全に配慮した取り組みに努めてまいります。

別添資料3

##### **【検討体制】**

#### **No.5 占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか**

**※ 連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す**

##### **《寝屋川市の回答》**

本市、占用施設については、運動場として多くの利用者や近隣地域住民の方に親しまれ利用されている場所であるため、占用施設の代替地については非常に難しい状況であります。

しかし、「寝屋川市みどりの基本計画 改定版」で、淀川河川公園は本市の「骨格的なみどり」に位置付けられているため、自然環境に影響が少ない施設へ向け、本市の緑化の推進・指導を担当する「都市基盤整備部公園みどり課と連携を行い、検討を図っております。

別添資料1

## 【占用目的】

### No.6 占用目的は「川らしい利用、川でなければならない利用」に合致するか 《寝屋川市の回答》

環境学習の一環として、毎年、施設使用団体が参加して、「自然環境の保全に配慮する」という観点から、占用地域及び堤内、堤外周辺への清掃活動として「淀川河川クリーンキャンペーン」を年に一回定例的に実施しています。

さらに、水辺付近では草の刈り残しを実施しています。

別添資料4

### No.7 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか 《寝屋川市の回答》

- 1 淀川河川グランド管理運営委員会規則  
同規則を定め、公平な利用を行っています。

別添資料5

- 2 利用実績について

| 年度       | 総合計     | 軟式野球   | ソフトボール | ラグビー   | スポーツ少年団 | 中体連 |
|----------|---------|--------|--------|--------|---------|-----|
| H30 (一般) | 122,642 | 12,970 | 1,000  | 1,320  | 0       | 0   |
| H30 (団体) |         | 57,600 | 320    | 21,400 | 27,360  | 672 |
| R01 (一般) | 139,746 | 7,386  | 680    | 0      | 0       | 0   |
| R01 (団体) |         | 64,320 | 240    | 40,300 | 26,640  | 180 |
| R02 (一般) | 90,660  | 10,740 | 0      | 0      | 0       | 0   |
| R02 (団体) |         | 57,400 | 480    | 27,800 | 11,640  | 0   |
| R03 (一般) | 128,730 | 5,460  | 200    | 150    | 0       | 0   |
| R03 (団体) |         | 57,240 | 960    | 35,200 | 29,520  | 0   |
| R04 (一般) | 149,440 | 11,000 | 200    | 0      | 0       | 0   |
| R04 (団体) |         | 66,280 | 720    | 41,600 | 29,640  | 0   |

### No.8 利用状況は占用目的に合致しているか 《寝屋川市の回答》

本市は運動場として申請し占有許可を受けて利用を行っておりますが、本来、河川敷の利用にあたっては、自然環境の保全に配慮することが基本であるため、引き続き自然に配慮した取り組みを行います。

## 【連携体制】

### No.9 「川らしい利用、川でなければならない利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか

#### 《寝屋川市の回答》

運動場の利用については、下記利用者と連絡・連携を行い、有効な利用を行っています。上記淀川河川クリーンキャンペーンもその一つです。

- ・市PTA協議会、市立中学校、
- ・スポーツ振興連盟の河川管理運営委員会参加団体等
- ・寝屋川市自然を学ぶ会
- ・周辺地域住民による早朝のジョギング、ウォーキングなど

別添資料4

## 【自然環境の保全・再生】

### No.10 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか

(例) 貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等

#### 《寝屋川市の回答》

「寝屋川市自然を学ぶ会」と連携しており、「身近な自然ガイドブック」を基に生物・植物の観察を行っています。さらに、前回指摘を頂いた、「保全すべき自然環境（特に水際空間の大切さ）」については、「淀川河川グランド利用の手引き」に詳細な明記を行い、利用者に周知するよう改めました。

別添資料3

別添資料6

### No.11 占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか

#### 《寝屋川市の回答》

寝屋川市ハザードマップやHP「川の防災情報」などで把握しており、また緊急時における工作物撤去訓練を年に一度実施しています。

- ・ 過去の冠水実績  
平成25年9月15日、平成29年10月22日に冠水がありました。

別添資料7

**No.12 施設整備は河川の生態系の連続性（縦断方向及び横断方向）の確保など自然環境に配慮しているか**

**（例） 水際部に緩衝緑地を設置等**

**《寝屋川市の回答》**

施設の整備については、下記のとおり自然環境に配慮しています。

- 1 占有許可区域の草刈を定期的に行っていますが、川らしい自然環境の保全・再生という観点から、水際部に緩衝地帯への刈り残しを実施しています。
- 2 淀川河川グランドについては、できるだけ緑の部分を多く残し、土の部分を縮小することに努めています。

別添資料 3

別添資料 8

**No.13 管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか**

**（例） 投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等**

**《寝屋川市の回答》**

- 1 占有許可区域の草刈を実施していますが、川らしい自然環境の保全・再生という観点から、水際部に緩衝地帯への刈り残しを実施しています。
- 2 投棄されたゴミの収集を目的に、「淀川河川クリーンキャンペーン」という清掃活動イベントを管理運営委員会の利用団体と連携し、毎年定例的に行っています。

別添資料 3

別添資料 4

**No.14 施設利用者に占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか**

**（例） 情報板設置による環境配慮への啓発等**

**《寝屋川市の回答》**

淀川河川管理運営委員会会議や淀川河川グランド一般利用者の抽選会において「淀川河川グランド利用の手引き」を配布し内容を周知する等、利用者の方への自然環境に関する情報を発信しています。

平成 30 年度には「淀川環境展」を実施し、施設利用者等への自然環境への情報発信へ努めました。以後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業を見送っておりましたが、令和 5 年度には「秋の淀川学習会」を開催いたします。

別添資料 3

別添資料 12

別添資料 13

**No.15 占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか**

**《寝屋川市の回答》**

河川グラウンドの清掃活動を通じて環境を学習しています。また寝屋川市自然を学ぶ会において、「ねやがわ自然塾」の開催や「身近な自然観察会に参加しませんか」のビラ等を配布し、野鳥の観察や植物の観察等年間を通じて、環境学習・保全活動を行っています。

別添資料 9

**【適正な利用】**

**No.16 不許可の工作物は設置されていないか**

**《寝屋川市の回答》**

許可以外の工作物は設置していません。

別添資料 10

**No.17 占有区域外を使用していないか**

(例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置

- ・グラウンド、駐車場等の造成
- ・利用等

**《寝屋川市の回答》**

利用団体は占有区域外の使用はしていません。

**No.18 占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用（カヌー、釣り等）などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか**

**《寝屋川市の回答》**

占有施設を利用する際は、必ず事前申請を行っています。利用にあたっては、他の河川利用者へも配慮するよう、「淀川河川グラウンド利用の手引き」を配布することで、周知徹底を行っております。

別添資料 3

## No.19 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか

(例) 施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等

### 《寝屋川市の回答》

車両通行の際は、他の利用者に配慮し必ず低速度走行（15 km/h）を遵守し、路上駐車による交通問題、騒音等については、「警告」ビラを配り啓発を行っています。さらに、土曜・日曜・祭日等の利用者への指導として河川管理運営委員会より2名以上の門扉指導員が不法駐車等の指導を行っています。

施設利用者によるゴミ投棄の防止策等については、河川管理運営委員会より週に一度、清掃活動（ゴミ、トイレ）を実施し、さらに、「淀川河川グランド利用の手引き」に記載を行い、ゴミの投棄防止に努めています。

別添資料 11

## No.20 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか

### 《寝屋川市の回答》

「淀川河川グランド利用の手引き」において、「淀川河川グランドを開放するにあたり」、「利用者の皆様へのお願い」を記載し、利用に当たってのルールを定めています。

別添資料 3

## No.21 管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか

### 《寝屋川市の回答》

以前（平成 27 年 2 月 9 日）の淀川本川河川保全利用委員会の審議意見にて、「保全すべき自然環境を具体的に示すもの」との意見を頂いたため、「川らしい自然環境の保全・再生」という観点から、以降は、草刈の際に水際部に緩衝地帯への刈り残しを実施している旨を利用手引きに追記しました。

別添資料 3

## No.22 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか

### 《寝屋川市の回答》

占用施設を利用する際は、必ず事前申請を行っています。その際、「淀川河川グランド利用の手引き」を配布し、利用にあたってのルールについて周知徹底を行っております。

別添資料 3

## 管理区域看板





この付近にゴミを捨て  
ないでください。

寝屋川市教育委員会 文化スポーツ室  
河川管理委員会 (☎ 824-5858)

### 占用許可標識

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 河川名    | 一級河川淀川              |
| 許可年月日  | 令和 年 月 日            |
| 許可番号   | 国近整淀占調河占第 号         |
| 許可期間   | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 許可権者名  | 近畿地方整備局長            |
| 使用者名   | 寝屋川市                |
| 使用目的   | 運動場                 |
| 所轄事務局長 | 淀川河川事務所             |





# 第六次寝屋川市総合計画

第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川  
～イノベーションの創出～

2021年度 ▶ 2027年度



## 「新たな価値を創り、選ばれるまち」 を目指して

寝屋川市は、昭和26年5月3日に市制を施行し、本年、70周年という大きな節目を迎える中、平成30年度から策定を進めてきた新たな総合計画が令和3年度からスタートします。

これまで本市は、高度経済成長期に多数の若い世代の皆様が新住民として本市へお越しいただき、急激な人口増加を背景に、大阪の衛星都市として飛躍的な発展を遂げてまいりました。

その後、平成7年をピークに人口は減少に転じ、また、人口急増期に転入された若い世代の皆様がシルバー世代となられることで、高齢化の進行による影響は、近隣の自治体以上に重要な課題となっております。

将来にわたって福祉や教育、産業などの行政サービスを維持し、更に充実していくためには、子育て世代を中心とした若い世代の皆様が本市を選んでいただき、人口の年齢構成のリバランスを図っていくかなければなりません。

また、本格的な高齢化と高度な情報化社会を見据え、市民の皆様のご利便性をより高めていくため、公共施設やサービスの在り方を再検討し、市民サービスの提供を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、「第六次総合計画」では、社会の仕組みや課題の本質を捉えた寝屋川水準の施策を展開し、新たな「価値」を創出することで社会のスタンダードを作り上げ、市内外の多くの皆様へ本市を選んでいただけるまちなぎを実現を目指すこととしております。

市民の皆様との協働の下、本計画を着実に推進し、目指す将来像の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なるお力添えを頂きました総合計画審議会委員、市議会議員の皆様、並びに多くの貴重な御意見を頂きました市民の皆様へ心から感謝申し上げます。

令和3年3月

寝屋川市長 広瀬 慶 輔



## 3. ぐらしの質を高める施策

## ⑮ 豊かな自然があるぐらし

| 現状の延長線上にある未来<課題>   |   | 未来(おおむね10年後)の姿   |  |           |         |
|--------------------|---|--|--|-----------|---------|
| あるべき・目指すべき未来<ビジョン> |   |  |  |           |         |
| ①                  | 市民にとって身近なみどりの不足すること、ヒートアイランド化が進むことによる夏場の気温上昇や熱帯夜の増加などがこれまで以上に課題となっています。   | 市民にとって身近なみどりの保全や充実及び新たなみどりの創出が図られることにより、みどりあふれる住みやすいまちづくりが進んでいます。              | みどりのある都市空間の創出<br>市民の緑化意識の高揚を図り、都市公園・ちびっこ老人園の広場や、公共施設及び民有地の活用などの取組を幅広く展開することにより、市民参画や協働によるみどりあふれる都市空間の創出を推進します。   |           |         |
| ②                  | 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備、維持管理などが進んでいないため、公園を地域資源として十分に活かすことができておらず、公園の魅力や利便性の低下が課題となっています。  | 市域における都市公園については、地域のニーズに応じた整備、活用が進むことにより、多機能で特色のある、利便性の高い公園となっています。             | 地域ニーズに応じた協働による公園づくり<br>※市域に地域の人々が一時遊憩場所として利用できる機能など、地域のニーズに応じた特色のある公園づくりと併せて、大阪府等との連携を図りながら、他市からも訪れたいくなるようなイベントの開催や管理運営についても、多様な主体との協働等により、戦略的なマネジメントを推進します。           |           |         |
| ③                  | これまで市民との協働により、河川・水路の水辺環境の整備と保全を進めてきましたが、市民活動の担い手の不足等により、新たな水辺空間の創出や維持管理が困難となり、子どもたちが水と触れ合う機会の減少が課題となっています(水辺の整備・保全活動の参加者数：令和元年度4,792人)。 | 多くの市民が水辺などに親しめるまち、多様な主体の参画・連携による水辺環境の整備、保全が整うことにより、多くの子どもたちが水と触れ合える環境が充実しています。 | 水とのふれあい・豊かな水辺の創造<br>市民や学校、事業者などと連携し、市民協働による清掃活動や水辺環境の整備と保全を促して、これまで創りあげてきた親水施設の機能を維持するなど、市民が一層楽しめる水辺空間の創出を図ります。また、公園・緑地では暑さに多くの子どもたちが水と触れ合う場として参加できる、集客力のあるイベントを開催します。 |           |         |
| 行政が市民等に期待する役割      |   | 施策指標   |  |           |         |
| (個人)<br>市民         | <ul style="list-style-type: none"> <li>自らの庭などの身近なみどりの保全、充実</li> <li>みどりのまちづくり活動、河川・水路を活かしたまちづくり活動などへの参加</li> </ul>                      | 指標名  | 実績値(R1)  | 中間目標値(R5) | 目標値(R9) |
| 地域・<br>団体          | <ul style="list-style-type: none"> <li>みどりのまちづくり活動、河川・水路を活かしたまちづくり活動などの推進</li> </ul>  | 市域面積に対する緑地の割合  | 14.70%   | 14.90%    | 15.10%  |
| 事業者                | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令を遵守した事業所等の建設や操業による、みどりの創出・保全</li> </ul>  | みどりに関する団体の活動区域面積<br>(※)  | 14.2ha   | 15.4ha    | 16.6ha  |

※ みどりに関する団体：公園・緑地等福祉サポーター制度や委員会制度を利用する団体など

関連する  
個別計画

- ・ みどりの基本計画(改定版)
- ・ 水辺整備基本構想(改定版)

関連する  
SDGs目標

## &lt;課題&gt;を踏まえ、&lt;ビジョン&gt;を実現するための施策の展開



## みどりのある都市空間の創出

市民の緑化意識の高揚を図り、都市公園・ちびっこ老人園の広場や、公共施設及び民有地の活用などの取組を幅広く展開することにより、市民参画や協働によるみどりあふれる都市空間の創出を推進します。

## 地域ニーズに応じた協働による公園づくり

※市域に地域の人々が一時遊憩場所として利用できる機能など、地域のニーズに応じた特色のある公園づくりと併せて、大阪府等との連携を図りながら、他市からも訪れたいくなるようなイベントの開催や管理運営についても、多様な主体との協働等により、戦略的なマネジメントを推進します。

## 水とのふれあい・豊かな水辺の創造

市民や学校、事業者などと連携し、市民協働による清掃活動や水辺環境の整備と保全を促して、これまで創りあげてきた親水施設の機能を維持するなど、市民が一層楽しめる水辺空間の創出を図ります。また、公園・緑地では暑さに多くの子どもたちが水と触れ合う場として参加できる、集客力のあるイベントを開催します。

## 行政が市民等に期待する役割

- 自らの庭などの身近なみどりの保全、充実
- みどりのまちづくり活動、河川・水路を活かしたまちづくり活動などへの参加

- みどりのまちづくり活動、河川・水路を活かしたまちづくり活動などの推進

- 関係法令を遵守した事業所等の建設や操業による、みどりの創出・保全

## 施策指標

| 指標名                     | 実績値(R1) | 中間目標値(R5) | 目標値(R9) |
|-------------------------|---------|-----------|---------|
| 市域面積に対する緑地の割合           | 14.70%  | 14.90%    | 15.10%  |
| みどりに関する団体の活動区域面積<br>(※) | 14.2ha  | 15.4ha    | 16.6ha  |

※ みどりに関する団体：公園・緑地等福祉サポーター制度や委員会制度を利用する団体など

関連する  
個別計画

- ・ みどりの基本計画(改定版)
- ・ 水辺整備基本構想(改定版)





#### 4-1. みどりの保全に関する課題

##### ① 淀川(淀川河川公園)

○ 広大で自然豊かな水辺環境を有する淀川は、ワンドの減少やヨシ原の消失など、生物の生息・生育環境は大きく劣化してきており、多くの固有種の絶滅が危惧されています。

○ 国において、ワンドの環境改善や水辺環境など、淀川の自然再生の取組が展開されています。

○ 市民や学校等と連携した親水空間整備等の協働の取組が展開されています。



淀川河川公園

##### 【課題】自然・歴史文化が色づく空間としての維持保全

本市を代表する自然・レクリエーション空間であるとともに、大阪と京都を結ぶ京街道や、過去の大洪水を物語る茨田堤碑(まんだのつつみひ)、または淀川から農業用水などを引き込んでいた茨田樋の跡石碑(まんだひのあとせきひ)など、自然・歴史文化が色づく貴重な空間として引き継ぎ保全が求められます。

##### 【課題】市民等の利活用の場と生物の生息・生育環境の両立

健康づくりや文化活動、自然とのふれあいなどの余暇活動の場としての役割のほか、特徴のある水辺景観の保全や川にまつわる歴史文化資源を活かす、都市の防災性を向上させる、川と人をつなげるなど「都市の水辺」として市民等の利活用の場となることと、生物多様性の保全などの視点から絶滅危惧種をはじめとする貴重な生物の生息・生育環境の両立が求められます。

##### 【課題】市民や周辺市等との連携の取組への展開

親水空間整備等の協働の取組や、淀川河川公園中流左岸地域協議会などにおける周辺市等との連携による取組の展開が必要です。

##### ② 河川・水路

○ 一級河川淀川や寝屋川などとともに西部地域には農業用水機能や雨水排水機能を有する水路が張り巡らされています。

○ 寝屋川や一部水路には、「大阪府レッドリスト2014」または「環境省レッドリスト2018」で準絶滅危惧種に指定されているコウガイモやミスアオイの自生が確認されています。



幹線水路

##### 【課題】貴重な生物の生息・生育環境としての水辺空間の保全

絶滅危惧種をはじめ、貴重な生物の生息・生育環境として水辺環境の維持保全が求められます。

##### 【課題】寝屋川市らしい特徴的な都市景観の保全

都市景観形成に貢献するみどりの資源としての保全が求められます。

## 5. 改定の視点

前項で整理した「みどりの保全」「みどりの充実」「みどりの創出」「みどりのネットワーク」「協働のみどり」から見た本市のみどりの課題を踏まえ、改定の視点を次のとおり示します。

### ①本市の骨格的なみどりを引き続き保全・活用

淀川河川公園、寝屋川公園、打上川治水緑地など広域的なレクリエーション利用が期待され、本市の骨格となる重要なみどりについては引き続き保全及び活用が求められます。

### ②公園緑地などの施設緑地に加え、地域制緑地などの身近なみどりの拠点の充実

市街地内に存在する都市公園等のマネジメントや、教育機関におけるみどりを確保するとともに、残存する農地をみどりとして位置づけるなど、まとまりのある多様なみどりを確保することにより、地域に身近なみどりの拠点の充実が求められます。

### ③土地利用状況などに応じたみどりの充実

住宅地や商業・業務地、住居共存地などの土地利用状況をはじめとする地域の特性に応じて、環境、景観、地域貢献などの多様な視点から、きめ細やかなみどりの充実が求められます。

### ④校街道や水辺、歴史文化資源など、特徴的なみどりを活用したネットワークの形成

寝屋川などの水辺空間、市民に身近なみどりとなる都市公園や緑道、幹線道路のみどり、市域に存在する歴史文化資源を一体的に保全・活用し、みどりの拠点をつなぐ水とみどりのネットワークの形成が求められます。

### ⑤協働・共助によるみどりの取組を広げる仕組みづくり

市民による大利公園の管理運営や寝屋川再生ワークショップなどの事例を踏まえ、市民等の協働・共助や企業の社会貢献活動、または教育機関との連携による取組を継続するための仕組みづくりとともに、国や大阪府、周辺市との連携を更に強化するなど、広域的・包括的なみどりづくりが求められます。

## 5. 改定の視点

## 6. 基本方針

これまで整理した本市のみどりの現状や課題、または改定の視点などを踏まえて、本計画の基本理念とみどりの将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針を示します。

### 6-1. 基本理念

本市には、淀川、寝屋川、生駒山麓のみどりをはじめ、貴重な生物の生息・生育場所となる自然漂痕や、市民の暮らしに安らぎと潤いを与えるまちなかの公園、歴史文化とともに存在する社寺林や保存樹、水辺とふれあえる親水空間、道路の街路樹や花壇などの公共施設のみどり、住宅地のみどりなどが存在しています。

これらのみどりは、古くから本市の歴史の中で育まれ、豊かな市民の暮らしを支えるとともに、安全・安心なまちづくりの礎となるなど、市の魅力を向上させるとともに地域への愛着を育むためには貴重な存在となっています。

しかしながら、近年の都市化の進展によるみどりの減少や、みどりに求められる役割の多様化などに対応し、これらのみどりを守り、生み出し、育むためには、行政だけではなく市民、事業者、学校などの多様な主体による取組が重要となります。

そこで、各主体が共に目標をひとつにし、「協働・共助によるみどりのまちづくり」を進めることにより本計画の実現を目指すため、次の基本理念を掲げます。

### < 基本理念 >

## 協働・共助により発展する 水とみどりの中核市寝屋川市

市民・事業者・学校・行政の「協働・共助によるみどりのまちづくり」を進め、淀川や寝屋川などの豊かな水と大規模な公園緑地におけるみどりの自然環境の保全や、まちなかのきめ細やかなみどりを保全、創出、充実し、つなげることにより、水とみどりの中核市寝屋川市としての更なる発展を目指します。

### 6-3. 基本方針

基本理念に基づき、みどりの将来像を実現するための基本方針を次のとおり設定します。

#### 基本方針1

##### 骨格となるみどり

- (1) **自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する**  
淀川河川公園が有する広域的な自然環境について、歴史文化との調和を踏まえつつ、淀川河川公園中流左岸地域協議会などの連携による取組を進めることにより保全・再生します。
- (2) **多様な機能を有する大規模公園等を充実する**  
多様な機能を有する打上川治水緑地などの大規模公園等は、管理運営の方向性を踏まえた多様な主体との連携と協働による課題の解決に向けた取組や、都市計画公園・緑地（府営公園等）の見直しについて大阪府との協議・調整を図り、都市の魅力向上に寄与するみどりとして充実します。

#### 基本方針2

##### 拠点となるみどり

- (1) **都市公園のあり方を示す**  
身近な都市公園に求められる多様な機能の充実を図るとともに、地域性を踏まえた機能分担等による適正配置の方針などを検討します。
- (2) **都市公園を創出する**  
みどりの将来像を踏まえた都市公園の適正配置や、地域特性による必要機能を明確にした上で、みどりが不足する地域などにおける優先順位を踏まえた都市公園の整備を推進します。
- (3) **都市計画公園を見直す**  
都市計画公園・緑地（市町村公園）について、地域におけるみどりの状況や、都市計画公園に求められる機能などを明確にした上で、必要に応じて見直しを行います。
- (4) **都市公園の質を高める**  
都市公園の再整備を進めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行うなど、都市公園の質を高めます。

#### 基本方針3

##### 土地利用に応じたみどり

- (1) **シンボルとなるみどりを充実する**  
市のシンボルとなる環屋川市駅などの鉄道駅周辺地域における都市核としてふさわしいみどり豊かなまちなみ景観の形成や、地域のシンボルとなる公共施設等におけるみどりを充実します。
- (2) **地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する**  
土地利用特性などの地域性に応じて、建物の新築や建て替え時における緑化の誘導や、大規模敷地におけるみどりの創出、またはポケットパークなど市民等に頼りまれる空間づくりを進めるとともに、農地の計画的な保全や活用を図ります。

#### 基本方針4

##### ネットワークを形成するみどり

- (1) **みどりの骨格や拠点をつなげる**  
主要な幹線道路における交通機能等に配慮した沿道緑化の推進や、環屋川等の河川における水環境の保全、反呂岐緑地などの緑道における桜並木の保全、または歴史街道における景観形成など、広域的な拠点を踏まえつつ、生物の生息・生育環境の連続性などに配慮した上で、みどりの骨格や拠点をつなげます。
- (2) **きめ細やかなみどりをつなげる**  
市内に存する水路網の保全、または区域内道路や文化と歴史のみちを活かした花いっぱい道の沿道緑化を創出し、土地利用に応じたきめ細やかなみどりをつなげます。
- (3) **エコジカルネットワークの形成**  
みどりの骨格や拠点を中心とした自然環境の有機的なつながりや、生物の生息・生育環境の連続性が確保され、適切に配置された「エコジカルネットワーク」を形成します。

#### 基本方針5

##### みどりの管理運営

- (1) **行動に関わる仕組みをつくる**  
多様な主体がみどりの取組に関する情報交換や行動に向けた話し合いを行うための組織の設置や、助成制度等の充実を進めます。
- (2) **協働の取組を進める**  
多様な主体がそれぞれの役割を踏まえた協働の取組を進めるため、新たな担い手を育成するとともに、行政による様々な支援を行うことにより、みどりの質の向上や地域コミュニティの醸成を目指します。
- (3) **みどりを普及・啓発する**  
市の都市格の向上や、幅広い年齢層による多くの市民等におけるみどりへの関心や取組のきっかけを創出するため、みどりの取組に対する表彰や啓発パンフレットの発行、またはホームページ、SNSによる情報を発信するとともに、みどりを活かしたシニアプロモーションを推進します。

## 7. 基本施策及び具体施策

基本施策の概要と具体施策の内容について示します。

### 基本施策① 淀川河川公園の保全・再生

市域西部に流れる淀川に整備されている淀川河川公園は、本市を代表する大規模な自然環境が形成されています。これまでのスポーツ・レクリエーション機能は一定保持しつつも、近年失われつつある自然環境の保全・再生を目指し、国が取り組むワンド群や低水護岸の改善などを進めるため、淀川河川公園中流左岸地域協議会との更なる連携を図ります。

### 具体施策1 ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生

淀川河川公園周辺は、生物多様性ホットスポット（淀川ワンド群）の一部として、イタセンバラといった絶滅危惧種が生息する自然環境を有するとともに、市民団体等による「淀川まるごと体談会」や、淀川河川公園に隣接する茨田補遺跡水辺公園などで「茨田イチヨウまつり」が開催されるなど、市民にとって水辺と親しみ、自然環境の学び場となっています。

これらを踏まえ、国が取り組む「点野親水空間整備事業」における高水敷の切り下げによる水辺との連続性・アクセス性の改善などについて、淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画などを通じて促進します。



イタセンバラ

(大阪府生物多様性センターHPより)

### 取組例と主体 新規：新規施策案

市民 事業者 学校

- 点野水辺づくりワークショップへの参画
- 点野水辺プロジェクトの検討、実施

### 行政

- 淀川河川公園基本計画及び淀川河川公園本間・点野草地区公園整備計画の促進に係る国との協議
- 淀川河川公園中流左岸地域協議会などへの参画

### 関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成20年（2008年）8月）
- 淀川水系河川整備計画（平成21年（2009年）3月）
- 淀川河川公園本間・点野草地区公園整備計画（平成25年（2013年）3月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成29年（2017年）3月）

### コラム 点野水辺プロジェクト

淀川河川公園を市民のみならず愛される公園とするため、点野草地区（約3.6ha）では、国による河川公園が一体となった再整備や、ねや川水辺クラブや摂南大学、事業者が参加する「点野水辺づくりワークショップ」における公園の再整備計画づくりや今後の活用方法などを検討しています。



淀川まるごと体談会の様子

### 具体施策2 淀川河川公園を活用したみどりの取組の促進 重点2

ねや川水辺クラブ、大学、地域住民等が参画する淀川河川公園中流左岸地域協議会において取り組んでいる「点野親水空間整備事業」や生き物観察会、水辺のふれあい体験、清掃活動などの取組を踏まえ、これまでの自然体験やスポーツ振興などの利用に加えて、新たなニーズに対応できる管理運営を展開する中で、多様な主体とともに淀川河川公園という貴重な水とみどりのストックを育て使いこなし、訪れる人々の笑顔がはじける公園づくりのチャレンジを展開する取組の促進について、国との連携を図りつつ、市民等によるみどりの取組を促進します。

### 取組例と主体 新規：新規施策案

市民 事業者 学校

- 淀川河川公園の活用（自然とのふれあい、環境学習、スポーツ・レクリエーションなど）
- 淀川河川公園の管理運営への参画 新規
- 【再掲】 点野水辺づくりワークショップへの参画
- 【再掲】 点野水辺プロジェクトの検討、実施

### 行政

- 【再掲】 淀川河川公園基本計画及び淀川河川公園本間・点野草地区公園整備計画の促進に係る国との協議
- 【再掲】 淀川河川公園中流左岸地域協議会などへの参画

### 関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成20年（2008年）8月）
- 淀川水系河川整備計画（平成21年（2009年）3月）
- 淀川河川公園本間・点野草地区公園整備計画（平成25年（2013年）3月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成29年（2017年）3月）
- 環屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）

### 7. 基本施策及び具体施策

「重点となるふどり」

### 点野親水空間の活動風景



点野親水空間での活動風景

（「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」より）

### 基本施策② 広大な自然の眺望を備えた景観の形成

「豊屋川市景観計画」に基づく取組を踏まえ、歴史文化との調和やつながりに配慮しつつ、広大な水とみどりの空間を活かした景観形成を進めるなど、京街道や茨田堤岸などの歴史文化とも調和した空間の形成を目指します。

### 重点2 具体施策3 淀川周辺の自然・歴史文化資源と一体となった景観形成

「豊屋川市景観計画」に基づく淀川河川軸景観重点地区において、自然のうらおいが感じられる、豊かな水とみどりがつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しいまちなみやまなみが織りなす広大な景観を守り、育てる取組を進めます。

#### ■取組例と主体 新規：新規施策案

##### 市民 事業者

- 法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

##### 行政

- 景観形成基準に基づく指導

#### ■関係法令・関連計画

- 景観法
- 豊屋川市景観条例
- 豊屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 豊屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

#### コラム 景観形成基準

「豊屋川市景観計画」では、市域全体と景観重点地区ごとに「良好な景観形成のための基準」を定めています。多くの市民の投票によって制定された「新豊屋川八景」の一つである淀川河川公園周辺は、「淀川河川軸景観重点地区」に指定されており、自然のうらおいが感じられる豊かな水とみどりがつくる淀川の広大なオープンスペースとそれに映える美しいまちなみやまなみが織りなす雄大な景観を守り、育てています。



淀川河川公園



## 1 めざすべき環境像

寝屋川市の環境特性や環境に係る社会的潮流及び第五次総合計画に示された、まちの将来像を踏まえ、めざすべき環境像を次のように定めました。

### 水と緑が奏でる、やさしさと循環のあるまち・ねやがわし —メダカやホタルの生きるまち—

- (1) 自然を守り、生き物の生息空間を保全するとともに、季節感ある樹木を沿道に植えた寝屋川や、文化と歴史の道で、東部丘陵や淀川河川敷及び市内公園のネットワークを図り、市民が四季折々の自然と気軽に快適にふれあうことができ、自然を学び、うるおいのある生活空間づくりを再構築するまちをめざします。
- (2) 寝屋川やその他の市内河川・水路の水質浄化や生態系に配慮した多自然水辺空間づくりをすすめる、環境に敏感なメダカやホタルのすめる水辺環境を取り戻す等、人間を含むすべての生き物を大切にしていちまちまちをめざします。
- (3) 環境負荷の少ない生活・事業活動の定着をめざし、ごみの発生抑制を最優先とした資源の循環や二酸化炭素排出量の削減、公害のない安全な環境づくりに取り組みます。また、都市の保水機能の保全・創造により、雨水循環の仕組みづくりを行う等、物や水が循環する社会の形成をめざします。
- (4) これらの人と自然にやさしい環境づくりに、市民・事業者・行政の三者のパートナーシップで取り組みます。すなわち、お互いに学び、協力実践しメダカやホタルの生きるまちの実現をめざします。

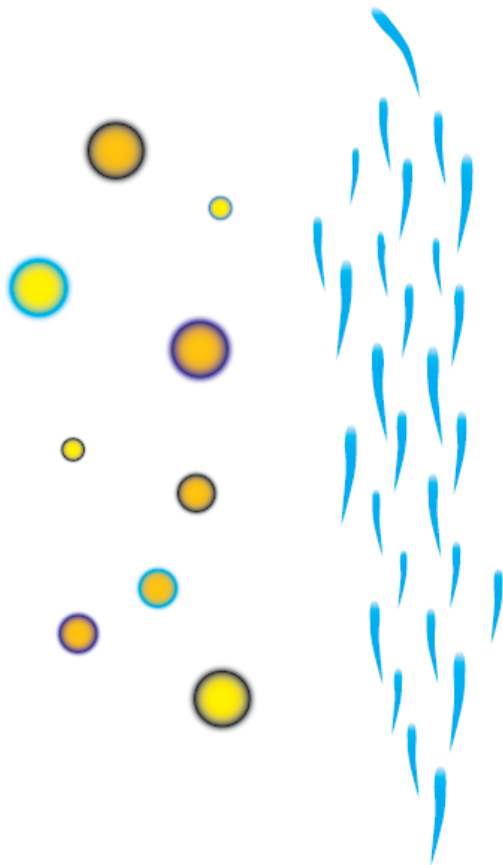


メダカ

写真：大阪府環境緑地水圏総合研究所  
水生生物センター

# 寝屋川市環境基本計画 (改定版)

水と緑が奏でる、やさしさと循環のあるまち・ねやがわし  
メダカやホタルの生きるまち





## 新寝屋川八景へのいざない

寝屋川市は、かつては大阪近郊の農村地帯として田畑が広がるのどかな風景が広がっていました。戦後は大阪市のベッドタウンとして住宅開発が進み、街の姿は大きく変わりました。しかし、市内には自然や昔の姿を残す文化財が、数多く残されています。このパンフレットを持って、新寝屋川八景をはじめ、ふるさと寝屋川探しの旅に出かけませんか。



## 新寝屋川八景って？

寝屋川市では昭和61年(1986年)に市制施行35周年を記念して、市民の郷土愛を深め「ふるさと寝屋川」を継承していくため、「寝屋川八景」を制定しました。その後も本市は発展を続け、京阪寝屋川市駅の高架化や香里園駅周辺の再開発事業、さらに第二京阪道路の開通などまちの姿も変わりつつあります。そこで、市民共有の財産としてわがまち寝屋川の魅力を市内外に発信していくことを目的に、平成21年(2009年)に新たに「新寝屋川八景」を制定しました。寝屋川市を代表する風景・景観となる8箇所の選定にあたっては、「自然を散策し、歴史にふれ、子供たちが遊び、市民が憩う、そして郷土愛を育む」を基本テーマとして、市民から候補地の推薦および絵画・写真作品の募集を行い、さらに市民の投票結果をふまえて新寝屋川八景選定委員会で審議を経て、決定しました。

## 大阪ミュージアム構想

大阪府は、府内全体を「ミュージアム」に見立て、その魅力を内外に発信する「大阪ミュージアム構想」を推進しています。本市でも45件(令和4年3月現在)が登録されており、「新寝屋川八景」も全て登録されています。



—ふるさと伝承・はちかづきの里— 寝屋のまちなみ (寝屋1丁目)



『御伽草子』に収録されている「鉢かづき」の物語の主人公の姫の生家である長者屋敷の跡が、「寝屋村」にあったという考証があり、この地域がはちかづきの里として江戸時代から知られるようになりました。寝屋地区の集落は東西にのびる丘陵上に立地し、街路に沿って土塀のある民家が建ち並ぶ古い街並みがよく残されており、いにしへの時代に思いを馳せることができます。

—広大で自然豊かな— 淀川河川公園 (仁和寺野草地区～太間地区～木屋元地区)



淀川の河川改修事に伴って、両岸に整備された広大な面積の公園です。グラウンドをはじめ総合的な施設として手軽に利用でき、景観的にも市内の他の場所にはない雄大さが体感できます。特に、対岸の堤防や北摂の山並に沈む夕陽を眺める夕暮れの景色は、すばらしいものがあります。新寝屋川八景の選定では市民による投票第1位で、本市を代表する景観として幅広い支持を得ました。

たずねてみよう! 新寝屋川八景



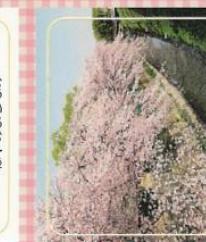
なまはらどの  
うまなな響が  
おのどろこなるよ!



ひひれさるすの木の  
しやうとあそぶよ、  
はぐりそよあなるなま



はちかづきちゃん



ともろざりよち



よどがわかせんこうえん



ねやがわえびす



なりたさんふどうそん



うずまざたかつかこふん

寝屋川文化芸術祭

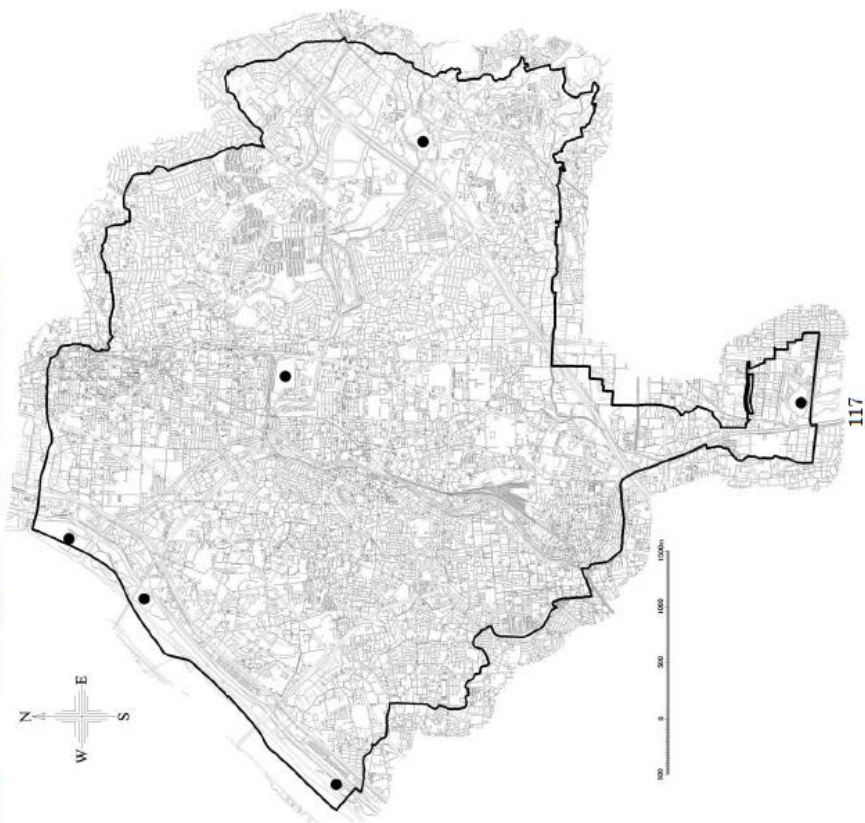
# 寝屋川市地域防災計画

## 資料編

資料10-5 災害時用臨時ヘリポート選定状況 (令和3年4月1日現在)

| ヘリポート名               | 所在地            | 管理者                | 電話番号         | 幅×長さ     | 備考     |
|----------------------|----------------|--------------------|--------------|----------|--------|
| 1 淀川河川敷木屋            | 木屋元町地先         | 近畿地方整備局<br>淀川河川事務所 | 072-843-2861 | 200×150m | 大型駐機可能 |
| 2 大阪府立大学<br>工業高等専門学校 | 幸町26番12号       | 大阪府立大学<br>工業高等専門学校 | 072-821-6401 | 200×150m | 大型駐機可能 |
| 3 淀川河川敷点野            | 点野一丁目地先        | 近畿地方整備局<br>淀川河川事務所 | 072-843-2861 | 150×100m | 大型駐機可能 |
| 4 淀川河川敷<br>仁和寺       | 仁和寺本町<br>六丁目地先 | 近畿地方整備局<br>淀川河川事務所 | 072-843-2861 | 150×200m |        |
| 5 寝屋川公園(野球場)         | 寝屋川公園1707      | 寝屋川公園管理事務所         | 072-824-8800 | 90×90m   | 大型駐機可能 |
| 6 深北緑地<br>(B地区芝生広場)  | 河北中町地内         | 深北緑地管理事務所          | 072-877-7471 | 30×30m   |        |

資料10-6 災害時用臨時ヘリポート指定地位置図



の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、生産緑地制度の活用や防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

### 3 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害応急対策上有効な防災機能の整備を進める。

(1) 広域避難場所となる都市公園及び避難路における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、放送施設及びヘリポート等）の設置

(2) 河川における防災機能の強化

ア 河川防災ステーション、船着き場、ヘリポートの整備促進

イ 緊急交通路の補完的機能を果たす淀川緊急用河川敷道路の整備・利用促進

(3) 河川水、下水処理水、貯留雨水等の防災用水、雑用水としての利用など、その多目的な有効利用の整備促進

(4) ため池等農業水利施設の防災機能の強化

ア ため池耐震対策の推進・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画(平成19年1月)」に基づき計画的に耐震対策を実施する。

また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

イ 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

### 4 密集住宅地区の整備促進

防災性の向上を図るべき密集住宅地区として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）のうち、延焼の危険性や避難の困難性を踏まえ絞り込んだ重点的に改善を図る地区である「地震時に著しく危険な密集市街地」において、府は、早急かつ確実に安全性を確保するための方向性等を、平成26年3月に策定した「大阪府密集市街地整備方針」（令和3年3月改定）等を踏まえ、防災性の向上に重点を置きながら、地域の魅力を向上させる等、以下の取組みを進めることとしている。また、これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環を目指すとしている。

市は、府が示す下記取組みの方向性に基づき、また、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等も踏まえ、具体的な実行計画として、「整備アクションプログラム」を策定（令和3年3月改定）し、着実に建物の不燃化の促進や公共施設の整備等（寝屋川地区住宅市街地総合整備事業）を図ることにより、令和7年度までに最低限の安全性を確保する。

(1) まちの不燃化等

ア 老朽建築物等の除却促進の強化

イ 地区公共施設（道路・公園）の重点的整備

ウ 除却跡地を活用した公園・緑地の確保

水際付近は刈り残し、自然環境の保全に努めています。



# 淀川河川グランド利用の手引き

## 1 淀川河川グランドを開放するにあたり

- ・ 河川は、水と緑の貴重な空間として、安らぎや憩いを求める場、スポーツ・レクリエーション活動の場として多くの人々が利用する場です。
- ・ 本市は、毎年国土交通省に市民への運動の場の確保のため「排他的、独占的使用にならないこと・自然環境を破壊しないこと」を条件に占用許可を申請し、草刈り・トイレ清掃・危険行為防止・不要車両の乗り入れ防止など関係団体の皆様の協力の下、市民が安心してスポーツを楽しむことができるよう管理運営しております。また、可能な限り、徒歩、自転車などをご利用いただけますようお願いいたします。

## 2 利用者の皆様へのお願い

- ・ 河川空間には危険性が内在するという特性を認識していただき、自己責任による安全確保に心がけて下さい。(落雷・水難事故・急激な増水など)
- ・ 野鳥や、野草地帯を大切にし、自然の保護に努めて下さい。  
(水際部は貴重な生物等が生息する場所であり、本市では草刈を行う際に刈り残しを行う等、自然環境の保全に努めています。)
- ・ 占用許可部分のグランドを利用する場合は事前にスポーツ振興連盟に申し込んで下さい。
- ・ 当グランドの利用にあたっては、一切ゴミの投棄等を行わず、ゴミが発生した場合は必ずお持ち帰り下さい。
- ・ 当グランドについては、他の利用者に配慮した利用を行って下さい。
- ・ 駐車場への車の乗り入れは事前に許可が必要です。
- ・ 営利を目的とする利用はできません。

事 務 連 絡

令和5年8月3日

寝屋川市文化スポーツ室  
課長 山口 雅彦 様

寝屋川市スポーツ振興連盟  
会 長 池 田 隆 司

令和5年度淀川河川グランドクリーンキャンペーン  
開催について（依頼）

標記の件につきまして、下記のとおりクリーンキャンペーンを開催致します。  
つきましては、誠にご多忙とは存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

記

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 令和5年8月27日（日） 午前7時（時間厳守）<br>開催可否は午前6時00分にて決定いたします。<br>（小雨・決行、大雨・順延（未定）） |
| 場 所  | 寝屋川市淀川河川グランド駐車場（集合）  |
| 清掃内容 | 占用許可区域全般について実施します。   |
| 服 装  | 汚れても良い服装、帽子、タオル、着替え等は参加者各自で用意。ゴミ袋、軍手は事務局で用意します。                        |

|   |
|---|
| 寝屋川市スポーツ振興連盟<br>淀川河川グランド担当者 小谷、井上<br>TEL 072-824-5858 |
|---|





# 特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟 淀川河川グランド管理運営委員会 規則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟淀川河川グランド管理運営委員会と称する。

(事務局の設置)

第2条 本会の事務局を特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟内に置く。

(目的)

第3条 本会は寝屋川市から管理委託された淀川河川グランドを委託仕様書に基づき、善良に管理すると共に、有効に利用するためグランドの管理運営を行い、広く地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 管理事業

- ① 門扉管理 当日の淀川河川グランド利用許可書、駐車場許可証を査証し、利用者の確認をする。
- ② 清掃事業 利用者及び委員会により定期清掃を行う。簡易便所を設置し、衛生の保持を図る。
- ③ 維持・管理事業 運動場公園としての機能を生かすため、指定された地域の草刈、グランド整地を行う。
- ④ 管理パトロール ゴルフ等迷惑・不法利用者に注意をするため、定期・不定期にパトロールを行う。

(2) 利用運営事業

グランド利用に際し、大会を優先し、その後は公開抽選とする。抽選日は前月の第2日曜日、市民体育館で行う。

(3) その他事業 河川増水等による緊急災害訓練、淀川河川クリーン事業等。

(組織)

第5条 本会は軟式野球連盟、ソフトボール協会、スポーツ少年団、ラグビーフットボール協会により組織する。

(委員)

第6条 本会の委員、任期等は特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟の役員改選に定める。

(有償ボランティア)

第7条 本会は事業を行うため、第5条で組織する団体より有償ボランティアを募り、予算の範囲内で報償費を支払うことができる。

(会議)

第8条 本会は目的、事業、予算等の執行にあたり次の会議を行う。

(1)会議の開催及び召集は、委員長が行う。

(2)会議の開催は、通常3ヶ月1回の委員会を開催する他、必要に応じ開催することができる。議長は委員長が兼務する。

(経費)

第9条

(1)本会の経費は、寝屋川市の管理委託料及び利用者整備協力金で賄う。

(2)整備協力金は、毎年前年度経費を参考に委員会において協議、決定する。

(3)本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月末日に終わる。

(協議)

第10条 本会は常に寝屋川市教育委員会と協議し、適切な運用に努める。

(規則の改正)

第11条 本会の規則の改正は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

この規則は、平成6年7月21日に一部改正し、施行する。

この規則は、平成22年4月1日に一部改正し、施行する。

この規則は、平成22年5月1日に全部改正し、施行する。

## 細則

(利用種目)

1. 当面、軟式野球、ソフトボール、ラグビーに限る。ただし、教育委員会が特別許可したものを除く。

(利用時間)

2. 一般利用は1単位2時間以内とし、余剰分はその限りではない。

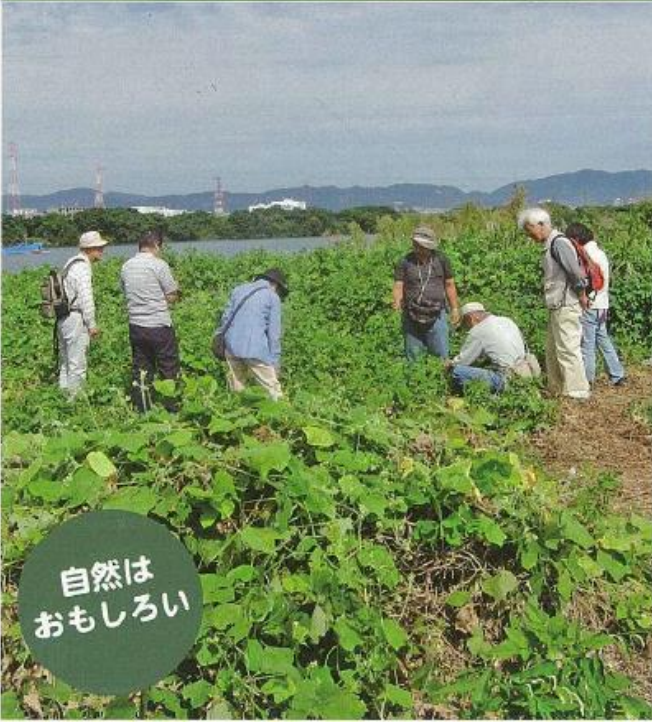
(9:00～11:00 ・ 11:00～13:00 ・ 13:00～15:00 ・ 15:00～17:00)

(利用の許可)

3. 淀川河川グラウンドを利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。また利用場所に関しては定められた場所のみの利用を行うこと。  
(利用申込み)
4. 利用団体は、前月第2日曜日に公開抽選により翌月の申込みができる。抽選日以降は随時申し込みできる。  
(利用条件)
5. 利用団体は、ゲームに支障のないように、使用前後にグラウンド内の整備を行う。  
(指定駐車場)
6. 指定駐車場への車両の乗り入れは、教育委員会の許可した車両のみとする。  
(利用許可の取消し)
7. 利用許可を受けた者が次の各号に該当するときは、利用の許可を取消し、若しくはその利用を制限し、若しくは停止し、または退去を命ずることができる。
  - (1)この内規に違反したとき。
  - (2)管理、運営上支障が生じたとき。
  - (3)教育委員会が不適當と認めたとき。  
(その他)
8. 災害時等教育委員会の依頼に対し協力する。

身近な自然ガイドブック

# 新版 春の淀川



自然は  
おもしろい

## はじめに

私たちに多くの恵みを与えてくれている淀川は、琵琶湖に端を発した宇治川が京都府八幡市の背割堤で、桂川・木津川と合流して大河となり、淀川と名を変えて大阪平野を流れて大阪湾にそそいでいます。その両岸では四季を通していろいろな生き物を観察することができます。このガイドブックを手に春の淀川へ出かけてみませんか。河川敷や堤防斜面で美しく咲く春の野草を観察し、自然の面白さや生命の不思議を体感してください。

## ガイドブックの使い方

○2ページからの「植物観察の基本的な視点」で花や葉の作りやつき方を見てください。より観察が楽しくなるでしょう。  
○次に8ページから始まる5地域の植生を見てください。淀川での観察地域を4地域と淀川全域の5つに分けて紹介しています。

1. 仁和寺・点野地域の植生
2. 太間・木屋元・出口地域の植生
3. 枚方・磯島地域の植生
4. 八幡背割堤地域の植生
5. 淀川全域で見られる植物

それぞれの地域の特徴を知っておくとたくさんの発見があるでしょう。

○掲載されている植物は植物分類学上の合弁花、離弁花、単子葉植物、シダ類の順で、「科」ごとにまとめています。

○写真は植物を見分けるときに、わかりやすいように花をアップで撮りこんでいます。

○見分けにくい植物や特色のある植物には解説をのせています。

○春から夏に見られる昆虫で仁和寺・点野地域にトンボ、枚方・磯島地域にチョウ、をのせています。植物観察の中で出会うことのある興味深い昆虫たちです。

## 2. 太間・木屋元・出口地域の植生

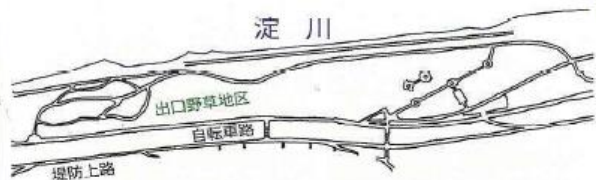
太間・木屋元・出口地域の植生



淀川河川公園太間地域には駐車場があるので、自然観察時の基点として利用できます。駐車場から木屋元地域方面は運動公園になっています。駐車場から河岸までの間は緑地帯広場です。堤防・河岸地域と併せて植物・昆虫などの観察ができます。



堤防上から北向きに駐車場方向を写す



太間・木屋元・出口地域の植生



出口地域の堤防から見た野草地区

枚方市出口地域には広い野草地区があります。探索路もあり自然観察には適している地域です。野草地区の中にも入れませんが、丈夫な靴を用意した方が安全です。ただし、季節により草が高くなり入れなくなることがあります。



カミツレ (カモミール)



ブタナ キク科



キツネアザミ



ノアザミ キク科

キツネアザミはアザミ類とは別の越年草ですが、花がアザミ類と間違えられるほどよく似ているので、この名がつけられたと想われます。

アザミ類はほとんどが秋咲で、春に花が咲くのはノアザミだけなので、間違えることはないでしょう。



カラスウリ



キカラスウリ ウリ科

カラスウリ類は雌雄異株です。記載の写真は雄花です。花は夜に咲くのでなかなか見られません。キカラスウリは朝まで咲いています。



キバナカワラマツバ



カワラマツバ アカネ科



ヒロードモウスイカ ゴマノハグサ科



ヒメオドリコソウ白花種 シソ科



チドメグサ セリ科



ヒルガキキミノソウ アカバナ科



カタバミ カタバミ科



レンゲソウ マメ科



ヨウシュヤマゴボウ ヤマゴボウ科



イタドリ タデ科



樹木クコ



花 ナス科

● 樹木オニグルミ クルミ科 ●



雄花



雌花



核果

オニグルミは落葉の高木で、7~10mになります。雄花序は前年枝の葉腋から長く垂れ下がり、雌花序は本年枝の先端に直立します。核果状の堅果は直径3.5cmほど、堅果の中の種子は食べられます。

この地域で見られるが、別の地域に写真が記載されている植物

1 仁和寺・点野地域 ノラニンジン オキシムシロ カワチシャ  
フラサバソウ ノミノツツリ 樹木エノキ


3 枚方・磯島地域 シロバナタンポポ クスタマツメクサ

4 八幡背割堤地域 ムラサキケマン スギナ 樹木クワ

身近な自然ガイドブック 寝屋川市と周辺の野鳥

**野鳥を見に行こう**

驚き  
発見



自然は  
おもしろい

はじめに

昔の人々は豊かな自然に囲まれた暮らしの中で野鳥と深くかかわってきました。野鳥はねぐらとなる場所や餌となる木の実や昆虫を求めてやってきます。市街地で暮らしわたくしたちは野鳥に出会う機会が少なくなりましたが、残された自然の中で生きる野鳥の姿を観察することができます。

本市は東に丘陵地があり西に淀川が流れ、市内平野部には川やため池・遊水地などがあり、餌を求めて鳥たちがやってきます。年中見られる鳥、季節ごとに渡ってくる鳥、移動の途中立ち寄る鳥など様々な種類の野鳥を「いつごろ」「どこで」見られるかを編集方針に本書を作成しました。

観察地として家の周りや公園など身近な場所、打上川治水緑地、淀川河川公園、寝屋川市野外活動センターを取り上げ、観察できる主な鳥を掲載しました。



1. 身近に見られる野鳥

私たちの家のまわり、公園や池などまちの中でよく見られる野鳥を観察してみましょう。



スズメ 14cm 留鳥  
ほおの黒い斑点が特徴で「チュンチュン」と鳴く

ムクドリ 24cm 留鳥  
ねずみ色で、くちばしと足のオレンジ色が目立つ



キジバト 33cm 留鳥  
羽がうろこ模様で「デデポッポー」と鳴く



ハシブトガラス 56cm 留鳥  
「カーカー」と鳴き、太いくちばしが特徴で、ゴミ置き場などで残飯を食べあさる

ヒヨドリ 28cm 留鳥  
灰色で顔の茶色いはん点が特徴で「ピーヨピーヨ」と鳴く



シジュウカラ 15cm 留鳥  
黒いネクタイ模様が特徴で「ツツピーツツピー」と鳴く



カルガモ 61cm 留鳥  
くちばしの先が黄色で「ゲックゲツ」と鳴く



コサギ 61cm 留鳥  
小型の白いサギ 黄色い足が特徴

## 2. 淀川の野鳥

琵琶湖から大阪湾まで豊かな水をはこぶ「淀川」。川岸に連なる木々は「緑の回廊」として、たくさんの野鳥が羽を休めています。水面にもカモをはじめ色々な野鳥がいます。

### ◇点野～太間地区

広い河川公園内は草地、点野野草地区、河岸樹林、点野わんどがあり、野鳥の活動場所になっています。

#### ・観察ポイント1付近

河岸砂州にヤナギ、センダンなどの高木が茂り、野鳥の活動場所になっています。



キジバト 33cm 留鳥



シジュウカラ 15cm 留鳥



アトリ 16cm 冬鳥



モズ 20cm 留鳥



#### ・観察ポイント2付近

野草地区で草地ややぶが広がり、オギやセイタカヨシなどの大形の草が群落を作っている中に、低木が点在しています。



セッカ 12cm 夏鳥・冬鳥



ヒバリ 17cm 留鳥



ホオジロ 16cm 留鳥



キジ 80cm 留鳥  
国鳥に指定されている



ムクドリ 24cm 留鳥  
ものさし鳥になっている



アオジ 16cm 冬鳥



ツグミ 24cm 冬鳥



オオヨシキリ 18cm 夏鳥

#### ・観察ポイント3・4付近

11月中旬を過ぎると、淀川新橋付近にも水鳥が集団で飛来します。



集団で飛来したキンクロハジロ、ヒドリガモ 11月



ヒドリガモ 48cm 冬鳥



キンクロハジロ 40cm 冬鳥



ホシハジロ ♂ 45cm 冬鳥



ホシハジロ ♀



ミコアイサ 42cm 冬鳥



カンムリカイツブリ 56cm 冬鳥



ユリカモメ 40cm 冬鳥



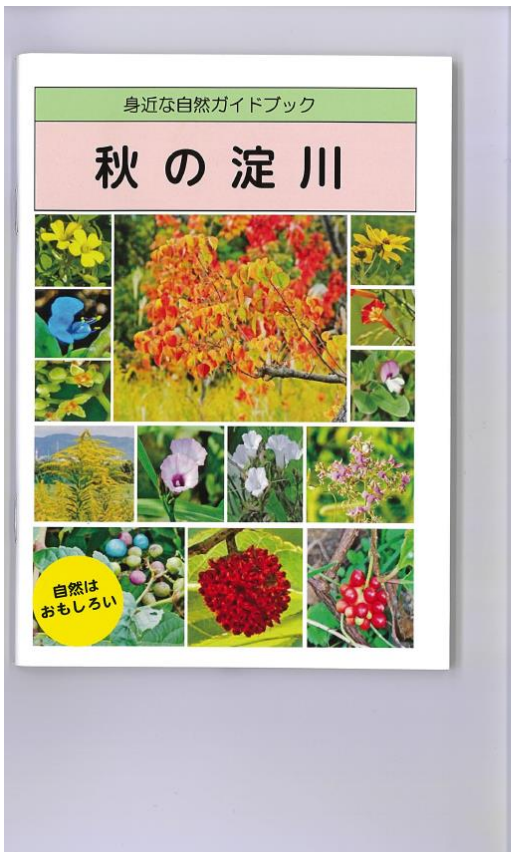
ハクセキレイ 21cm 冬鳥



セグロセキレイ 21cm 留鳥  
日本固有種で、大陸にはいない



# 自然を学ぶ会発行：秋の淀川【令和5年3月発行】



### 3. 太間・木屋元・出口地域

淀川河川公園太間地域には駐車場があるので、自然観察時の基点として利用できます。駐車場から木屋元地域方面は運動公園になっています。駐車場から河岸までの間は緑地帯広場です。堤防、河岸地域と併せて植物、昆虫などの観察ができます。

木屋元地域の隣は枚方市域です。ここには広い野草地区があり自然が保護されています。探索路に入り、自然観察をするには丈夫な靴を用意した方が安全です。ただし、季節により草が高く茂り、入れないことがあります。

駐車場からコスモスが咲く花壇を通り、ラグビー場・野球場や寝屋川市淀川河川グラウンドの淀川河岸を歩いてみましょう。河岸では意外な植物が見られることがあります。

続いて河岸を歩き、枚方市域の出口野草地区へ行ってみましょう。ここでは群生した植物が多く見られます。



|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| コスモス              | キバナコスモス キク科     |
| ママコノシリヌグイ<br>タデ科  | ノイバラ果実 バラ科      |
| アメリカアサガオ<br>ヒルガオ科 | センダン果実<br>センダン科 |



|  |              |
|--|--------------|
| センニンソウ果実<br>キンボウゲ科   | ムクロジ果実 ムクロジ科 |
| <p>●クワモドキ<br/>(オオブタクサ) キク科●</p> <p>長い花序に繸状花が付きませんが、花の大部分が雌花の頭花で雌花の頭花は花序基部に数個つきます。花のあと肥厚してかたくなった繸苞が1個のそう果を包み込みます。</p> |              |
| ニワウルシ葉 雌雄異株  | 果実 ニガキ科      |



|          |             |
|----------|-------------|
| シナサワグルミ葉 | 果実 クルミ科     |
| アオギリ葉    | アオギリ果実 アオイ科 |
| エノキ アサ科  | メハジキ シソ科    |



|  |               |
|--|---------------|
| コセンダングサ  | シロノセンダングサ キク科 |
| <p>シロノセンダングサはコセンダングサの変種です。白色花弁の舌状花は結実しません。</p> |               |
| ヤブマメ   | 果実 マメ科        |
| サクラタデ タデ科                                      | オヒシバ イネ科      |



アメリカセンダングサ  
キク科

ウシハコベ ナデシコ科

イヌタデ群生

ママコノシリヌグイ タデ科

シャリンバイ バラ科

トベラ トベラ科

32



ヨウシュヤマゴボウ  
ヤマゴボウ科

イヌガラシ アブラナ科

ツルウメモドキ

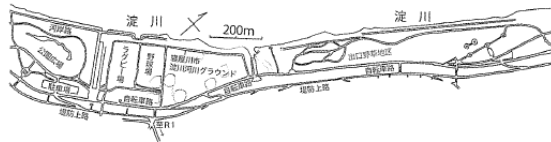
果実 ニシキギ科

キカラスウリ果実 ウリ科

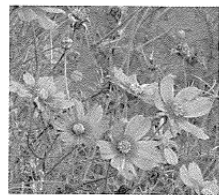
ワルナスビ ナス科

33

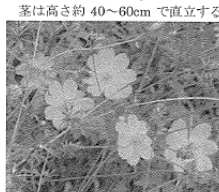
3. 太間・木屋元・出口地域



070 コスモス キク科 Asteraceae コスモス属 *Cosmos* (コスモス)  
本葉は日が短くなると開花する短日植物なので、秋桜の和名があるが、現在は日の長さに関係なく花を咲かせる早咲きの園芸種が主流になっている。一重咲きのほかにも八重咲種や筒咲きなど、花形も多彩になっている。  
日当たりと水はけのよい場所に種を直(じか)まきます。本葉4~6枚の頃に摘心すると、分枝して花が多く咲く。



071 キバナコスモス キク科 Asteraceae コスモス属 *Cosmos* (コスモス)  
(別名黄花コスモス・キバナコスモス)  
メキシコ原産の1年生草本 花期6~10月  
1930年代になってからようやく一般化しはじめた園芸植物。全体無毛であるが微毛が散生しているものもある。  
茎は高さ約40~60cmで直立する。上方で枝を斜めに広げながら2~3回分枝し、夏に長い花柄の先端に直径約6cmの大型の頭花を単生する。葉は柄があり広卵形で濃緑色。2~3回羽状に深裂する。裂片は披針形で先端はとがる。茎の上に出る葉は無柄である。



頭花の内外に総苞片があり、外片は緑色草質で広く開き、長さ約5mm、内片は褐色膜質で外片の2倍の長さがあり、花後に直立する。舌状花冠は狭倒卵形で、先端は鈍形か切形で赤色の強い濃黄色。先端に3~5個の裂片があり、花後散り落ちる。筒状花はやや少なく直立する。  
瘦(そう)果は長さ約2cmで、ややわん曲したこん棒状、先端はくちばし状に細まり、逆毛のある2刺がある。  
淀川では河川敷内道路の道端に所々見られるが、園芸植物なので人が種子を落としたのだろうと思われる。牧野地域で堤防のり面に広がっているところがあるが、このような所は淀川堤防の各所に広がっている。

- 072 ママコノシリヌグイ タデ科 6. 淀川全域 164に記載しています。
- 073 ノイバラ バラ科 6. 淀川全域 181に記載しています。
- 074 アメリカアサガオ ヘルゴア科 6. 淀川全域 192に記載しています。
- 075 センダン果実 センダン科 6. 淀川全域 188に記載しています。
- 076 センソソウ果実 キンボウグ科 6. 淀川全域 162に記載しています。

077 ムクロジ果実 ムクロジ科 Sapindaceae ムクロジ属 *Sapindus* (サピンドゥス)  
日本では神社に植えられていることが多い落葉高木本 花期6月  
太い枝をのばし、高さ15m、直径50cmほどになり、勇壮な樹形をつくる。葉は互生で、長さ30~70cmの偶数羽状複葉。小葉は4~6対あり、長さ7~15cm、幅3~4.5cmの狭長楕円形。左右は不ぞろいで、すこしずれて葉軸につく。質は紙質で、縁は全縁。  
夏季枝先に長さ20~30cmの円錐花序をだし、黄緑色の小さな花を多数つける。花は直径4~5mm、花弁と萼片は4~5個。雄しべは8~10個、雌花では長く、雌花では短い。花糸の下半部には微毛がある。雌花の雄しべは長さ約3mm、心皮は3個あるが、1個だけ成熟する。  
果実は核果で、直径2~3cmの球形。10~11月に熟す。果皮は袋状で半透明なあめ色。基部には成熟しなかった果皮が残っている。核は直径約1cm、黒くてかたい。光沢はない。



用途 果皮はサボニンを含んでいて、よく泡立つことから昔は洗濯や洗髪に広く使われた。核は羽根つきの球や数珠に使われた。また油脂を多く含むので食用にもされた。  
参考 世界の熱帯、亜熱帯を中心に約140属1500種が知られている。レイシやリュウガンなどの熱帯果樹が含まれる。

- 078 クワモドキ (別名オオブタクサ) キク科 6. 淀川全域 203に記載しています。
- 079 ニワウルシ ニガキ科 6. 淀川全域 187に記載しています。

080 シナサワグルミ クルミ科 Juglandaceae サワグルミ属 *Pterocarya* (ブテロカリア)  
(別名カンボウフウ)  
明治時代初期に渡来した中国原産の落葉高木本 花期5月  
高さ25~30m、直径1mほどになる。生長が早く、大木になる。



葉は互生で、長さ20~30cmの偶数羽状複葉。葉軸にはふっつるような翼がある。小葉は5~10対つき、長さ4~10cmの長楕円形で無柄。先端は鈍く、基部は左右不相称。縁には先端が内側に曲った鋸歯がある。  
初夏に雄花序も雌花序も垂れ下がり、小さな花が多数つく。雄花序は黄緑色で長さ5~7cm。雌花の苞は披針形で、上部の両側に小包がつき、先端にやや赤みを帯びた花被片が1個つく。雄しべは苞の下面につく。雌花序は長さ5~



8cm。雌花の花柱は2裂してそり返り、柱頭は紅色で小さな突起が多い。  
果実は堅果で、果穂は長さ20~30cm。堅果には小苞が発達した翼があり、7~8月に熟す。翼はサワグルミに比べて細長く、長さ約2cm。堅果は直径6~7mm。  
サワグルミの集軸には翼はない。シナサワグルミは集軸に翼があるのが大きな特徴。  
淀川左岸では枚方地域で、天野川が淀川と合流する地点の天野川河岸に数十株植樹されている。点野わんど外側堆積土に数株自生している。

秋の頃の果実

植栽用途 公園樹、街路樹 用途 器具材。

081 アオギリ アオイ科 Malvaceae アオギリ属 Firmiana (フィルミアナ)  
(別名アオノキ)

公園樹、街路樹などで利用される落葉高木本 花期 5~6月  
暖地では野生化している。高さ15mほどになる。樹皮は緑色で平滑だが、古くなると灰白色になる。

葉は互生。葉身は長さ幅とも15~25cmで、掌状に3~5裂する。  
初夏、枝先に大形の円錐花序をだし、淡黄色の小さな花を多数つける。ひとつの花序に雄花と雌花がまじる。花弁のように見えるのは萼片で、花弁はない。萼片は5個、内面には長い毛が密生し、そり返る。

果実は袋果。種子が成熟する前に裂開する。種子は直径4~6mm。  
淀川左岸では、木屋元地域の淀川河岸砂州に一株生育している。

参考 チョコレート原料のカカオノキやコーラ飲料原料のコロノキが含まれる。熱帯を中心として約1500種が分布する。



袋果が割れると内面に並んだ種子が見えてくる

082 エノキ アサ科 Ulmaceae エノキ属 Celtis (ケルティス)

山地に生える落葉高木本 花期 4~5月  
大きいものは高さ25m、直径1.5mになる。昔は一里塚によく植えられた。樹皮は厚く、灰黒褐色で斑点があり、割れ目はないが、ざらざらする。



葉は互生し、長さ4~10cmの広卵形または楕円形で縁の上部に鈍鋸歯がある。

初夏に葉の展開と同時に小さな雄花と両性花が開く。雄花は本年枝の下部に集まってつき、萼は4裂し、雄しべが4個ある。両性花は上部の葉腋に1~3個つき、雄しべ4個と雌しべが1個ある。

果実は核果。直径6~8mmの球形で、9~10月に赤褐色に熟す。果柄は長さ8~15mm。果肉は赤く甘みがあり、干し柿に似た味がするが水分が少ない。

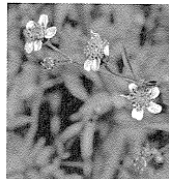
用途 庭木、公園樹、器具材。

083 メハジキ シソ科 2. 点野地域 029に記載しています。

084 コセンダングサ キク科 6. 淀川全域 200に記載しています。

085 シロセンダングサ キク科 Asteraceae センダングサ属 Bidens (ビデンス)  
(別名シロバナセンダングサ)

熱帯アメリカ原産の1年生草本 花期 9~11月  
コセンダングサの変種で、世界の熱帯から暖帯に広く分布している。日本には暮末に渡来したといわれ、近年暖地を中心として急激に多くなってきている。全体の姿はコセンダングサそっくりだが、頭花には白色の舌状花が4~7個ある。舌状花はふつう長さ5~7mmで、結実せず、筒状花だけが実る。



淀川では所々で見られるが、毎年同じところに生えるとは限らない。

花についている昆虫はヒメジュウジナガカメムシで、集団で見られることが多い。

086 ヤブマメ マメ科 5. 八幡宮割堤地域 140に記載しています。

087 サクラタデ タデ科 2. 点野地域 046に記載しています。

088 オセシバ イネ科 Poaceae オセシバ属 Eleusine (エレウシネ)  
(別名チカラグサ)

道端や草地などにごくふつうに生える1年生草本 花期 8~10月  
日当たりのよい道ばたや草地に生える。草丈は高さ30~60cmになる。茎は扁平。



草名は茎や葉が丈夫なので、メヒシバに対してつけられたものと思われる。日ざ(ひしほ)は、夏の強い日ざしのなかでも繁茂するからという。

葉は長さ8~20cm、幅3~5mmの線形で、縁には白色の長い軟毛が散生する。

茎の先に花序の枝を2~6個だし、枝の片側に緑色の扁平な小穂が2列に並ぶ。小穂は長さ3~3.5mmで、4~5個の小花がある。苞頭(ほうえい)は長さ1.5~3.5mmで、中脈はざらつく。外花冠には芒(ぼう=のぎ)はない。  
淀川左岸では出口の野草地区で、遊歩道端に生えているのでわかりやすい。

089 アメリカセンダングサ キク科 Asteraceae センダングサ属 Bidens (ビデンス)  
(別名セイカタウコギ)

北アメリカ原産の1年生草本 花期 9~10月  
昭和初期には珍しかったが、現在では北海道を除いて各地の湿り気のある荒地や道端に見られる普通の野草になっている。



茎は暗紫色で、4稜があって角ばり、高さ0.5~1.5mになる。

葉は長い柄があって対生し、下部のものは2回三出複葉、上部のものは三出複葉。

小葉はすべて有柄で長さ3~13cmの卵状披針形。先端はとがり、ふちには鋸歯がある。

頭花は黄色で、上部の枝先に1個ずつつく。舌状花は小さく、あまり目立たない。総苞片は6~12個あり、葉のように大きくて目立つ。

瘦(そう)果は扁平で長さ6~7mm、上部の方が幅が広く、先端には下向きに刺のある芒状の冠毛が2個ある。  
淀川左岸では各地で見られるが、湿り気が多い土壌環境

が好きなので、池の周辺やわんど周辺、水たまりがでやすい草原を探せば見られると思われる。

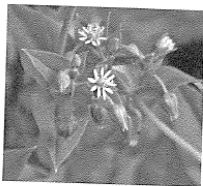
090 ウシハコベ ナデシコ科 Caryophyllaceae

ハコベ属 Stellaria (ステラリア)  
山野に多い越年生草本または多年生草本

花期 4~10月  
種名はハコベに比べて全体に大きいのを牛にたとえたもの。高さは20~50cmになる。

上部には腺毛があり、茎の節の部分は暗紫色になる。葉は長さ2~7cmの卵形で、上部のものは葉を抱く。

花はハコベと似ているが、雌しべの花柱が5個あるの



で見分けやすい。

ハコベは春の花のイメージが強い。その感覚で秋に開花しているウシハコベを見て不思議な感覚だったが、ウシハコベが越年生または多年生ということで見れば当然なのだろう。それでも秋には少なくなり、出口野草地区で見ることができたということ。

091 イヌタデ群生 タデ科 6. 淀川全域 166に記載しています。

092 ママコノシリヌグイ タデ科 6. 淀川全域 164に記載しています。

093 シャリンバイバラ科 Rosaceae シャリンバイ属 Rhampholipis (ラフィオリピス)

海岸や海岸に近い山地に生育する常緑低木本~小高木本 花期 5月頃  
アジアに5種分布し、日本には1種が自生する。樹高は1~4mになる。若い枝には褐色の軟毛がある。小枝は密生して輪生状になる。

葉は互生で、葉身は長さ4~8cm、幅2~4cmの長楕円形~倒卵形。革質で光沢があり、縁には浅い鋸歯がまばらにある。先端はとがるものとまるいものがある。

5月頃枝先に円錐花序をだし、直径1~1.5cmの白色の花を多数つける。花弁は長さ約1cm、幅5~8mmの倒卵形。先端はまるく、5~5mmの卵状三角形で先はとがる。萼や花序には褐色の軟毛が密生する。

果実はナンシク。直径約1cmの球形で、10~11月に黒紫色に熟す。表面は白い粉をかぶる。なかには直径7~8mmのまるい種子が1個入っている。

植栽用途 庭木、公園樹。道路の分離帯などにも植えられている。葉が小さいヒメシャリンバイや花の色が淡紅色の園芸品種もある。

用途 樹皮は大島軸(つむぎ)を染める染料の材料に用いられる。名前の由来 梅のような花が咲き、枝や葉が輪生状に出ることからつけられた。

参考 淀川にシャリンバイが自生するはずはないので、植樹されたものと思う。出口野草地区の一部で、公園化されたところがあり、その名残と思われる。

094 トベラ トベラ科 Pittosporaceae トベラ属 Pittosporum (ピットスポルム)

(別名トビラノキ・トビラ)

海岸に自生する常緑低木本または小高木本

雌雄異株 花期 4~6月

世界には9属約250種があり、南半球に多く分布する。日本に自生するのはトベラ属だけ。

ふつう小高木または低木で下部からよく分枝し、高さ2~3mになるが、大きいものは高さ8m、直径10~20cmになるものもある。

葉は互生で、葉身は長さ5~10cm、幅2~3cmの倒卵



# 淀川河川グランド占用区域 緊急時における工作物撤去訓練実施計画書

## 1 目的

淀川河川占用区域内の出水対策として、占用許可条件に基づき出水時に速やかな工作物撤去を行うため。

## 2 実施主体者

寝屋川市教育委員会 社会教育部文化スポーツ室

## 3 対象区域

寝屋川市木屋元町 148-1 番地～805-2 番地(左岸 22.0km+150m～22.4km)

## 4 対象撤去物

野球バックネット 5 基、備品庫 7 基、  
移動トイレ 2 基、ラグビーポール 1 対

## 5 気象想定

実施日午後 2 時 00 分、台風の接近に伴い、淀川流域に多量の降雨があり、寝屋川市域の淀川の水位は徐々に上昇している。今後の雨量は、150mm から 200mm に達すると見込まれ、今後警戒水位を突破する恐れがある。

## 6 緊急連絡

「間もなく高水敷が、冠水するものと思われる。直ちに高水敷内にある諸施設を堤防外の安全地帯に撤去して下さい。なお、作業完了後は速やかにその結果を報告して下さい。」

## 7 撤去作業計画

### (1) 撤去訓練作業開始号令（所要時間計測開始）

撤去訓練作業開始の号令（文化スポーツ室課長より）

### (2) 野球バックネット積み込み・搬送

バックネットを抜き取り 2t ダンプへ積み込む。

### (3) 備品庫積み込み・搬送

備品庫をトラックへ積み込む。

### (4) 移動式トイレ搬送

移動式トイレ 2 基の搬送。

(5) ラグビーポール積み込み

ラグビーポールを抜き取り、トラックへ積み込む。

※(2)～(5) は順不同。2組に分かれた上で臨機応変に対応。

(6) 高水敷内施設等撤去完了（計測終了）

8 作業従事者

別紙参照

9 立会

国土交通省(近畿地方整備局 淀川河川事務所枚方出張所)

10 委託請負者

株式会社中井工務店（寝屋川市下木田町6番18号）

11 作業配備車輛

クレーン付4tトラック（業者） 1台

2tダンプ（業者） 1台

市公用車 1台

2tトラック（スポーツ振興連盟） 1台

## 淀川河川グランド撤去対象物及び訓練状況・報告書

実施日：令和5年5月17日（水） 14時00分～


概要等：別紙（撤去訓練実施計画書）参照

### 1 ネット撤去作業

|  |   |
|--|---|
|   |     |
|  | <p>野球バックネットはハンドルを用いてネットを緩めた状態で、数人で引き抜き横倒しにする。その後、紐を用いて固定し、2tダンプに積載する。これを合計5基分行った。</p> |

### 2 備品庫撤去

|   |  |
|---|--|
|  |  |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
|  | <p>備品庫7基については人力で持ち上げることが不可能であるため、業者がクレーンを用い全て4tトラックへ積載した。また7基全て持ち上げた後に、横倒しになっている状態のラグビーポールを備品庫に重ねる形で積載した。</p> |
|---|---|

### 3 トイレ撤去（移動）

|   |   |
|---|---|
|   |  |
|  | <p>トイレ2基は固定している為、ジャッキアップを解除し、2t ダンプと接続し安全を確保してから、固定位置より移動させた。</p>                   |

### 4 原状復旧

訓練終了後（14時45分頃～）に復旧。

4tトラックに積んだ備品庫は淀川河川グラウンド管理運営委員会指示のもと、業者による復旧を行った。野球ネットは参加者が手分けし、使用可能な状態へと戻した。ラグビーポールは開始時の横倒しの状態へ戻した。



平成29年10月22日 午前8時撮影



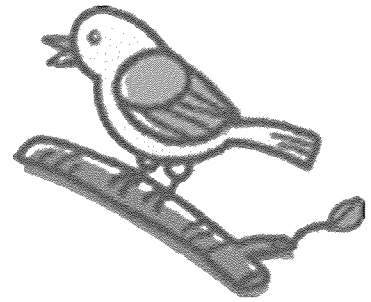
# 芝生地帯並びに堤防斜面



主催 寝屋川市教育委員会  
主管 自然資料施設運営スタッフの会



# 令和5年度 第6期受講生募集



## 4月14日(金)開講

# 「ねやがわ自然塾」

**基**本的な自然のしくみを、まず学びます。寝屋川市にまだ残る「東部丘陵の里山」や、市の中央を流れる「寝屋川」と西側に位置する「淀川」など、普段、身近にある地形や自然環境をより深く理解します。

**参**加者たちで自然の新しい発見と感動を通して、人との交流や新しい仲間づくりも楽しめます。健康で生き活きたした人生は、常に何かに興味を持つ「毎日、自由研究」精神だと思います。

**公**園、神社寺院、河川、家の庭などの樹木や草花を知り、四季の移り変わりとともに出現するチョウ・セミ等昆虫の生態、季節ごとに訪れるヒレンジャク・カモ類などの渡り鳥や日頃見慣れたスズメなど、また、水中に生きる魚などもより身近に感じ、自然観察を楽しみます。

**自**然の持つ素晴らしさを感じ、今ある自然の大切さを共に考え、未来へ続く子供たちへ伝えましょう。

※プログラム内容

| No   | 日程        | テーマ       | 活動場所と時間          |                  |
|------|-----------|-----------|------------------|------------------|
|      |           |           | 午前 (10:00~12:00) | 午後 (13:00~15:00) |
| 第1回  | 4月14日(金)  | はじめよう自然観察 | 自然体験学習室          | -----            |
| 第2回  | 4月28日(金)  | 春の野草      | 打上自治会館           | 東部丘陵             |
| 第3回  | 5月12日(金)  | 身近な樹木①    | 寝屋川公園            | 寝屋川公園            |
| 第4回  | 6月2日(金)   | 川とくらし     | 自然体験学習室          | 寝屋川              |
| 第5回  | 7月7日(金)   | シダ植物      | 自然体験学習室          | -----            |
| 第6回  | 9月29日(金)  | 昆虫のふしぎ    | 自然体験学習室          | 淀川河川敷            |
| 第7回  | 10月27日(金) | 身近な樹木②    | 寝屋川公園            | 寝屋川公園            |
| 第8回  | 11月17日(金) | 水生生物      | 生物多様性センター        | 生物多様性センター        |
| 第9回  | 1月12日(金)  | 市街地の野鳥    | 自然体験学習室          | 打上川治水緑地          |
| 第10回 | 2月16日(金)  | 地層と岩石     | 自然体験学習室          | 成田西公園            |
| 第11回 | 3月15日(金)  | 続けよう自然観察  | 自然体験学習室          | -----            |

※講師は自然資料施設運営スタッフの会、各種自然団体などから、ボランティア活動により構成

活動場所：自然体験学習室と近隣のフィールド（上表プログラム参照）

募集要件：自然に関心のある方、男女年齢は問いません。（プログラムすべてに参加できる方）

募集人数：15名（先着順）

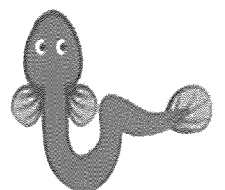
募集期間：3月2日～4月13日（市広報3月1日号掲載予定）

受講料：4,000円（通信費・資料代など）

申し込み：自然資料施設運営スタッフの会（火・祝は休室）へ直接または、電話にて受付

問い合わせ：中央図書館西分室内、自然資料施設運営スタッフの会へ

TEL072-839-6882、住所 寝屋川市池田新町3-23



## 各種占用物



野球グラウンドネット



備品箱



仮設トイレ



水道



看板 (一例)

# 警 告

淀川河川グランドへの道路通行については、15 km/h を遵守すること、違反及び危険行為等を発見した場合には、貴方が所属するチームの入場許可証を全て没収いたします。

寝屋川市教育委員会

淀川河川グランド施設管理委員会

《看板：入口付近に設置、約A1サイズ》



## ■『淀川環境展 in 寝屋川』計画書

### 1. 目的

占用地において、淀川の自然環境の豊かさ、美しさ等を示したパネル展や、水質パックテスト体験等の展示PRブース（簡易テント）を設置し、河川敷の利用者に淀川の良さをあらためて体験して頂く。

### 2. イベント名称 : 淀川環境展 in 寝屋川市

### 3. 開催日時 : 平成 30 年 11 月 17 日 (土) 10:00~15:00

(雨天時、又は、現地の水位が高い場合は延期。(予備日:平成 30 年 11 月 24 日 (土))

【前日夕方】運営責任者(運営スタッフ)から主催者・共催者に計画変更の有無について電話で確認。

【当日 7:00 頃】河川敷でイベントを開催している利用者から中止の連絡があった場合は、利用者→主催者→運営責任者→共催者の順に連絡。

(緊急時連絡体制の各窓口間で連絡)

### 4. 開催場所

大阪府寝屋川木屋元町 148-1 番地先から同市同町 805-2 番地先(寝屋川市占有地)



## 5. 主催者・共催者

- 主催：寝屋川市教育委員会
- 共催：淀川河川事務所

## 6. 実施内容

### ①パネル展（含むクイズラリー） 随時閲覧 10:00～15:00

- ・簡易日除けテントに淀川に関するパネルを設置し、河川敷利用者に関連して頂き、淀川の良さを知って頂く。
- ・パネル内容に基づくクイズをパネル、もしくは、パネル下部に付け、クイズラリーを実施する。複数のクイズ（3問）の解答を探しながらパネルを見て、学べるようにする。（付属資料参照）
- ・クイズラリー解答用紙は、スタッフが見学者に配布する。スタッフがクイズラリー解答用紙を見学者に配布することにより、パネルの見学を促す。

|           |        |       |              |
|-----------|--------|-------|--------------|
| ・当日スケジュール | 設営     | 9:00  | 準備開始・機材搬入)   |
|           | パネル展開始 | 10:00 | 随時説明・アンケート実施 |
|           | パネル展終了 | 15:00 |              |
|           | 撤去     | 16:00 | 片付、現状復旧      |

### ②水質パックテスト体験 10:00～15:00（体験者が集まり次第随時実施）

- ・水質に関心を持って頂くため、パックテストを実施する。
- ・短時間で結果が判り、扱いが容易な COD（化学的酸素消費量：値が高いほど水が汚れている（有機物が多い）ことを示す水質指標）パックテストを使用する。
- ・参加者が3人程度までなら、下写真に示すように対面方式でパックテストを参加者自身に実際にやって頂く。集団で見学に来られた場合は、説明者が実演・説明し、パックの色の変化や COD の説明用パネルを見て頂く。



パックテストの様子（対面方式）



## 淀川環境展 in 寝屋川 写真票



撮影内容：  
設営前の現地状況、駐車場として利用されている。

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日



撮影内容：  
淀川環境展看板

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日



撮影内容：  
寝屋川や淀川の生き物についてのパネル展示状況

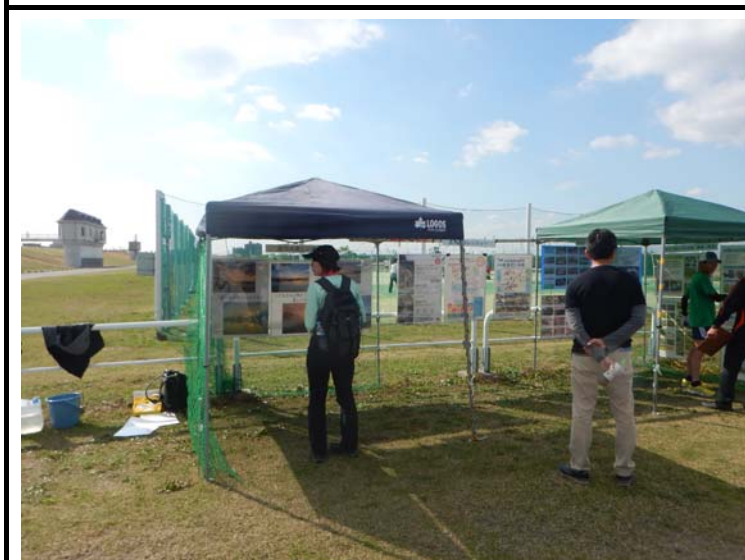
撮影日：平成 30 年 11 月 17 日

## 淀川環境展 in 寝屋川 写真票



撮影内容：  
アンケート回答用紙等

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日



撮影内容：  
寝屋川や淀川の生き物についてのパネル展示の見学者（散策等の途中で立ち寄られた。）

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日



撮影内容：  
寝屋川や淀川の生き物についてのパネル展示の見学者（散策等の途中で立ち寄られた。）

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日

## 淀川環境展 in 寝屋川 写真票



撮影内容：

寝屋川や淀川の生き物についてのパネル展示の見学者（近くの野球場で試合をしていた野球チーム）

撮影日：平成30年11月17日



撮影内容：

寝屋川や淀川の生き物についてのパネル展示の見学者（近くの野球場で試合をしていた野球チーム：クイズの答えを探している。）

撮影日：平成30年11月17日



撮影内容：

寝屋川や淀川の生き物についてのパネル展示の見学者（近くの野球場で試合をしていた野球チーム：パネルの写真や文章からクイズの答えを探している。）

撮影日：平成30年11月17日

## 淀川環境展 in 寝屋川 写真票



撮影内容：  
水質パックテスト体験（散策等の途中で立ち寄られた。）

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日



撮影内容：  
水質パックテストの説明（近くの野球場で試合をしていた野球チーム）

撮影日：平成 30 年 11 月 17 日



撮影内容：  
水質パックテスト体験（近くの野球場で試合をしていた野球チーム）

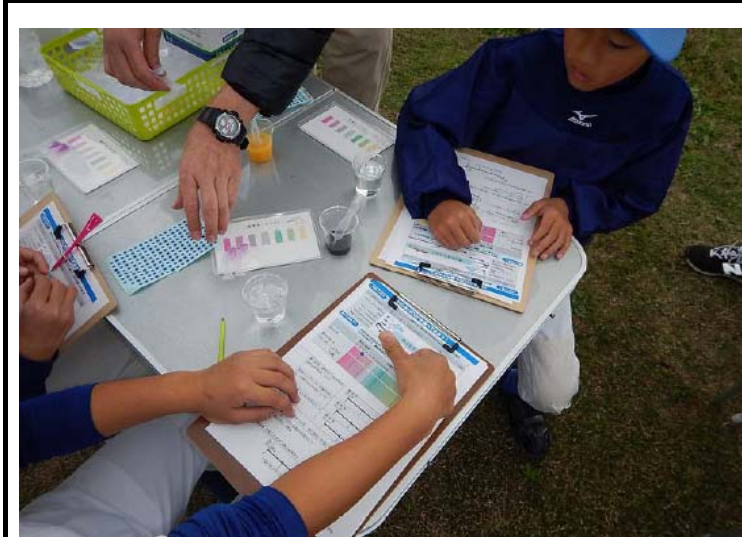
撮影日：平成 30 年 11 月 17 日

## 淀川環境展 in 寝屋川 写真票



撮影内容：  
水質パックテスト体験（CODパックテストの色の違いを比較）

撮影日：平成30年11月17日



撮影内容：  
水質パックテストのアンケート記入

撮影日：平成30年11月17日

## 秋の淀川学習会

共同開催：寝屋川市自然を学ぶ会  
寝屋川市教育委員会

目的：多くの恵みを与えてくれている淀川について、自然地域の動植物を観察することで、自然の面白さや生命の不思議を体感し、保全すべき自然環境について学ぶ。

日時：令和5年9月9日（土）午後1時～

対象：寝屋川市の河川グラウンドを利用している少年野球チーム  
（大人の方々も参加可能ですが、今回の対象は子どもたちとします）

冊子：秋の淀川（身近な自然ガイドブック）、秋の淀川資料編

その他：自然地域の動植物を観察するとしているが、動物が観察できるかどうかはタイミング次第のため、基本的には植物の観察がメインとなる。

令和5年9月9日(土)午後1時～

## 秋の淀川学習会

【この地域(太間・木屋元・出口地域)で見られる植物】

●コスモス(キバナコスモス)を見つけてみよう。



●ムクロジとキカラスウリ(珍しい)



他の植物は見つけれられたでしょうか??

## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)



## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場としての利用については利用実態を把握し、河川管理者とも協議のうえ、新たに申請すること
- ⇒ 駐車対応として、許可ステッカーによる入場制限、不法駐車への指導、利用マナー看板の設置を行っている
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること
- ⇒ 毎年クリーンキャンペーンとして利用団体が中心となり清掃活動を実施している。草刈清掃等を行い、誰もが快適に利用できるよう管理運営に努めている

## 平成20年 委員会

- ✓ 占用使用する施設が公共用地の一部であることを認識し、整理整頓・清掃などの環境整備に努めて欲しい
- ⇒ 毎年、市民協働事業として河川清掃を実施している
- ✓ 占用地の周辺には草地、水際地帯が存在し、河川固有の貴重な自然環境があるため、これらの保全・再生を念頭に利用と管理にあたること
- ✓ 草地空間を保全するとともに、将来はバッファゾーンを拡大するなど環境への取り組みを行っていくこと
- ⇒ 占用地の河岸付近は草地空間地域として、一般者への立ち入りの注意を促している

23

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成23年 委員会

- ⇒ 除草時に水際における河岸付近周辺の草の刈り残しを行い、自然環境の保全に努めている
- ⇒ 淀川の水辺越しに見える都心部の眺望景観を楽しめる場所として多くの一般利用者が施設を利用している
- ✓ ネットフェンスの整備について、河川整備計画にうたわれる川らしい利用の主旨を踏まえて河川管理者と協議して欲しい
- ⇒ 河川整備計画に沿った管理運営を行う

## 平成27年 委員会

- ✓ 前回意見を踏襲する
- ✓ 代替計画や施設の移転については、一部の機能を他の代替地に移行することについても検討して欲しい
- ✓ 保全すべき自然環境を具体的に示した内容を啓発資料に盛り込んで欲しい

## 平成29年 委員会

- ✓ 前回意見を踏襲し、代替や施設の移転について、施設全体ではなく、一部の機能を他の代替地に移行することも含め、引き続き関係機関との情報共有などを検討されたい。
- ✓ 施設利用者への自然環境への配慮促進について、「利用の手引き」への文章での記載のみにとどまらず、NPO等と連携し、「自然ガイドブック」の活用や自然環境学習会の開催など、さらなる周知徹底を図る取り組みに努められたい。
- ✓ 前回意見を踏襲し、利用者に保全すべき自然環境等の情報を具体的に示した資料の作成等についても検討されたい。

■過年度審議結果のレビュー

令和2年 委員会



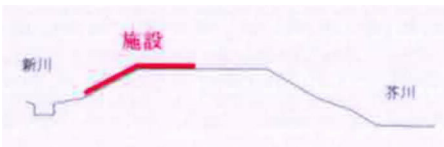
- ✓ 環境学習会の実施は良い活動で、他の箇所でも参考になる良い例といえる。占有者の担当が変わってもきちんと引き継ぎ、継続して実施してほしい。
- ✓ 学習会実施の効果を示すことができるよう、河川敷利用者全体に対する学習会参加者の割合を把握されるとよい。
- ✓ 生物は季節ごとに出現種が異なるので、今後はそれらにも配慮して活動を継続されたい。

## 18.公園

記入者：高槻市都市創造部 段林

|       |        |      |    |      |     |    |                               |
|-------|--------|------|----|------|-----|----|-------------------------------|
| 番号    | 18. 公園 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 高槻市 | 場所 | 芥川 左岸 2.0k+180m<br>～2.2k+108m |
| ランク:C |        |      |    |      |     |    |                               |

(占用者作成)

|            |  |         |   |
|------------|--|---------|---|
| 位置図        |   | 現況写真    |    |
| 標準断面       |   | 現在の利用形態 | 公園施設 (修景・休憩施設)<br>東屋 1 基、バーゴラ 1 基、ベンチ 11 基、<br>テーブル 3 基、スツル 4 基、階段 5 ヶ所<br>標識看板 1 枚、看板基礎 2 基  |
|            |  | 占用面積    | 3,263.94 m <sup>2</sup>   |
| 許可の経緯      | <当初許可>H9. 1. 28<br><許可期限>R6. 12. 31  | 都市計画の有無 | 無   |
| 堤内地・堤防・堤外地 | 堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地   | 付帯施設等   | 無   |
| 特記事項       | <p>利用者数：朝夕は堤防道路を散歩している方が休憩していたり、日中は保育園が園庭代わりに広場を利用している。</p> <p>占用の必要性：桜並木や遊歩道が整備された市管理河川新川から芥川堤防歩道へのアクセスとして散策の際の小休憩できる施設である。</p> <p>周辺の土地利用：堤内側は住宅を中心に工場、倉庫等も立地する市街地である。</p> <p>管理状況：国と高槻市において管理に関する覚書を締結している。</p> |         |   |
| 前回審議意見と対応  | 前回審議の意見  |         | 前回審議意見の対応   |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい</li> <li>・利用しやすく、良い場所である。利用実態の把握についても検討されたい</li> <li>・ヒメボタル鑑賞会などの利活用実態について、資料に明示されたい</li> </ul>                     |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例にて当該地に生息するヒメボタルを含むホタル科全種を保護動物と指定しており、市民団体が中心となって保護活動に取り組んでいる。</li> <li>・朝夕は堤防道路を散歩している方が休憩していたり、日中は園庭のない近隣保育園が園庭代わりに広場を利用していたりもする。また桜の時期はシートを広げてお花見を楽しんでいる方々の利用もある。</li> <li>・新川姫蛸と花を守る会という市民団体が中心となってヒメボタルの保護活動を行っている。20年前は30匹程度であったヒメボタルの飛翔数は近年下記のとおりとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2023年 6636匹</li> <li>2022年 9325匹</li> <li>2021年 6422匹</li> </ul> </li> </ul> |

## 【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式  
●河川保全利用子チェックリスト(占用地 名称：18公園)

| No | 確認の視点      | 確認事項  | 過年度意見  | 過年度意見についての対応と進捗   | 占用者による確認  | 河川管理者による確認 | 評価区分  | 備考 |
|----|------------|---|--|---|---|------------|---|----|
| 1  | 占用の必要性     | 自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか<br>※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す<br>(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等       |  |   | ○(あくは)川21その3<br>【H23月】P44<br>中心市街地から芥川へのアクセスの確保 |            | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                       |    |
| 2  |            | 避難場所等の防災上の位置づけはあるか<br>(例)地域防災計画等  |  |   | x   |            | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                       |    |
| 3  |            | 堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか   |  |   | x   |            | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                       |    |
| 7  | 占用的        | 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか   | 利用しやすく、良い場所がある。利用実態の把握についても検討されたい                      | 朝夕は堤防道路を散歩している方が休憩していたり、日中は園庭のなごい近隣保育園が園庭替わりに広場を利用していたりもする。また桜の時期はシートを広げてお花見を楽しんでいる方々の利用もある。                                  | ○   |            | ○:公平に利用できる<br>△:公平に利用できない場合がある<br>×:特定の者が利用 |    |
| 8  |            | 利用状況は占用的に含んでいるか   | 近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい | 高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例にて当該地に生息するヒメボタルを含むボタル利全種を保護動物と指定しており、市民団体が中心となり保護活動に取り組んでいる。   | ○   |            | ○:合致している<br>△:合致していない場合がある<br>×:合致していない     |    |
| 10 | 自然環境の保全・再生 | 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか<br>(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等 | ヒメボタル鑑賞会などの利活用実態について、資料に明示されたい                         | 新川嬉遊と花を守る会という市民団体が中心となってヒメボタルの保護活動を行っている。20年前は30匹程度であったヒメボタルの飛翔数は近年下記のとおりとなっている。<br>2023年 6636匹<br>2022年 9325匹<br>2021年 6422匹 | ○   |            | ○:把握している<br>△:調査中<br>×:連携していない              |    |
| 16 | 適正な利用      | 不許可の工作物は設置されていないか   |  |   | ○   |            | ○:設置されていない<br>△:設置される場合がある<br>×:設置されている     |    |
| 17 |            | 占用区域外を使用していないか<br>(例)トイレ、遺棄入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等                            |  |   | ○   |            | ○:使用していない<br>△:使用している場合がある<br>×:使用している      |    |
| 19 |            | 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか<br>(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等                    |  |   | ○   |            | ○:迷惑な利用はない<br>△:迷惑になる場合がある<br>×:迷惑な利用がある    |    |
| 20 |            | 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか   |  |   | ○   |            | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない                |    |
| 22 |            | 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか  |  |   | ○   |            | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない、又はルールを定めていない   |    |

## 【参考資料】

水と緑のきらめきのまちづくり

# あきた川21

その3

平成2年3月

近畿地方建設局淀川工事事務所  
大 阪 府  
高 槻 市



### 3) 整備計画

#### 【高槻南地域】

#### ① 中心市街地から芥川へのアクセスの確保

中心市街地の再整備と併せ、総合設計制度等の各種制度や手法を有機的に結合・活用することにより、中心市街地から芥川へのアクセス路の確保を図っていく。

#### ② 高槻城祉公園から芥川へのアクセスの確保

高槻城祉公園は、市民の憩いの場であり市のシンボルとなる場所であるため、この公園から芥川へのアクセスを整備し、きらめきゾーンとの回遊性を確保することが重要である。そのため、アクアトピア計画によるアメニティ水路整備と併せ、コミュニティ道路の整備等を進め、芥川へのアクセス路を確保していく。

#### ③ 芥川沿川市街地の環境改善

芥川沿川の市街地については、街路や公園の整備等市街地環境の改善を図っていくとともに、工場地については、立地企業の理解と協力を得ながら、河川空間を市民に開放して行くためのアクセス路の確保と工場周辺環境の整備を進める。

#### ④ 水路整備による歴史的雰囲気を活かした市街地の形成

本町等で現在整備が進められつつあるアメニティ水路整備を今後も積極的に推進するとともに、上水道と下水道事業の連携により、駅前広場及び周辺の都心部において水と緑あふれる水路の復活を図る「まちかど整備事業」を新たに展開し、城下町の歴史的雰囲気を活かした市街地の形成を図っていく。

## 芥川堤防側帯と当該地を占有する高槻市公園との管理 に関する覚書

一級河川淀川水系芥川の堤防側帯と当該地を占有する高槻市公園（以下「側帯等」という。）との管理について、近畿地方建設局淀川工事事務所長（以下「甲」という。）と高槻市長（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を交換する。

### （側帯等の範囲）

第1条 側帯等の位置及び範囲は別図のとおりとする。

### （側帯等の環境維持）

第2条 乙は、側帯等の良好な環境の保全に努め、樹木、東屋等の施設管理及び草刈り、清掃等の維持行為を行うものとする。

### （水防時の土石の採取等）

第3条 河川管理者及び水防管理団体は、河川管理上支障のない範囲で、側帯等における芥川堤防側帯と当該地を占有する高槻市公園との管理に関する覚書を行うものとする。

2 水防活動により樹木の伐採及び土石の採取等を行った場合は、甲において整形復旧を行う。ただし、樹木については、同一種の若木の植樹において代替を行うものとする。

### （被害復旧等）

第4条 災害その他により側帯等の諸施設に破損を生じた場合は、甲及び乙は、速やかに各々が整備した施設についての復旧を行うものとする。

### （その他）

側帯等の維持または管理で第2条から前条までの規定によることが適当であると認められるものについては、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。この覚書に定めがない事項または疑義を生じた事項についても、同様とする。

### （覚書の保管）

第5条 この覚書交換の証として、本書2通作成し、両者記名捺印のうえ各自1通保管するものとする。

平成9年2月25日  
芥川堤防側帯と当該地を占用する高槻市公園との管理  
に関する覚書

一級河川淀川水系芥川の堤防側帯と当該地を占用する高槻市公園（以下「側帯等」という。）との管理について、近畿地方建設局淀川工事事務所長（以下「甲」という。）と高槻市長（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を交換する。

（側帯等の範囲）

第1条 側帯等の位置及び範囲は別図のとおりとする。

（側帯等の環境維持）

第2条 乙は、側帯等の良好な環境の保全に努め、樹木、東屋等の施設管理及び草刈り、清掃等の維持行為を行うものとする。

（水防時の土石の採取等）

第3条 河川管理者及び水防管理団体は、河川管理上支障のない範囲で、側帯等において水防に必要な樹木の伐採及び土石の採取等を行うことができるものとする。

2 水防活動により樹木の伐採及び土石の採取等を行った場合は、甲において原形復旧を行う。ただし、樹木については、同一種の若木の植樹において代替できるものとする。

（災害復旧等）

第4条 災害その他により側帯等の諸施設に破損を生じた場合は、甲及び乙は、速やかに各々が整備した施設についての復旧を行うものとする。

（その他）

第5条 側帯等の維持または管理で第2条から前条までの規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。この覚書に定めがない事項または疑義を生じた事項についても、同様とする。

（覚書の保管）

第6条 この覚書交換の証として、本書2通作成し、両者記名捺印のうえ各自1通保管するものとする。

平成 9 年 2 月 25 日

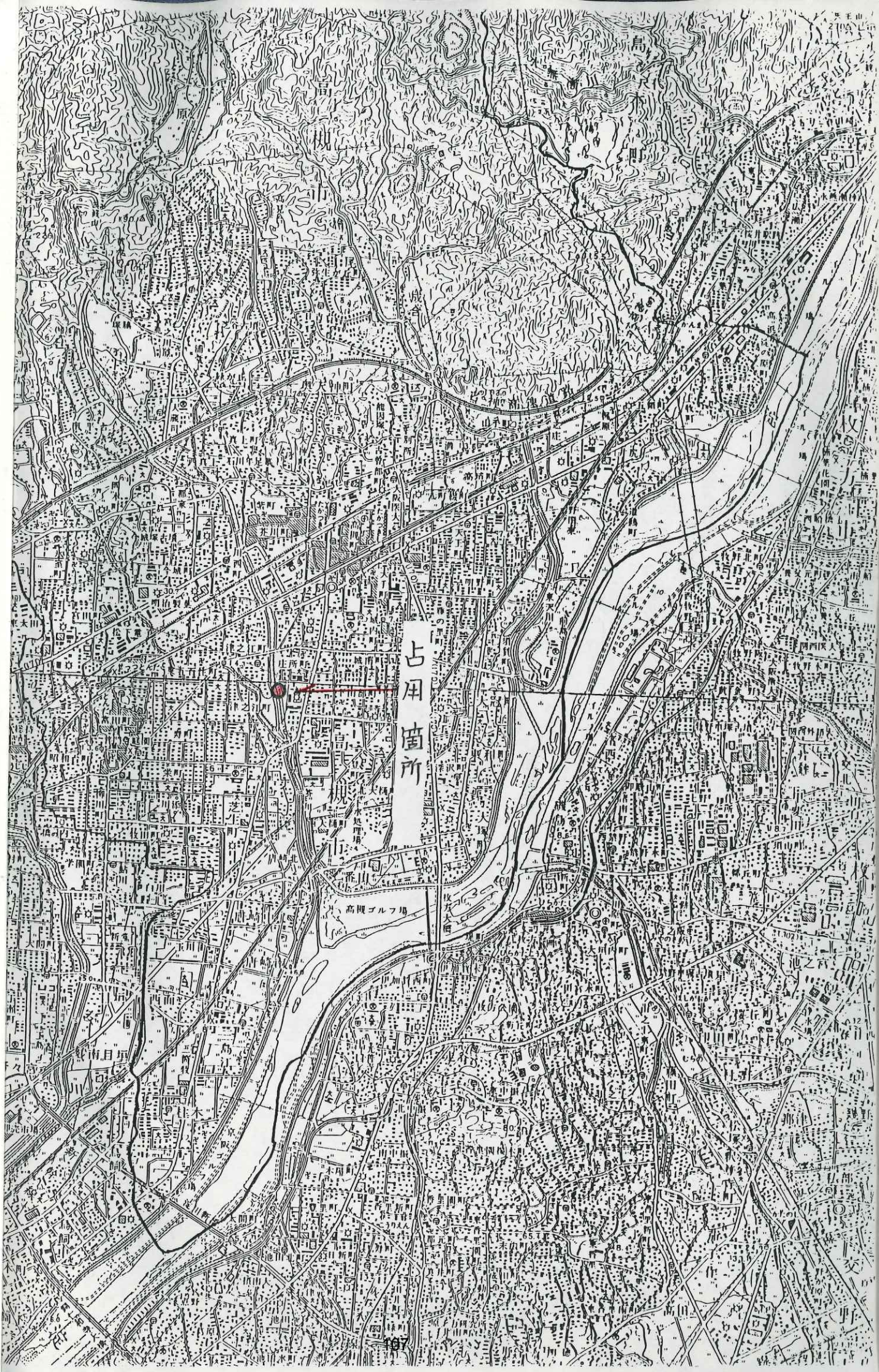
甲 近畿地方建設局  
淀川工事事務所長



島田健一

乙 高槻市長  
江村利雄





占用箇所

高麗ゴルフ場

高麗

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 緑地環境の保全(第10条—第17条)
- 第3章 緑化の推進(第18条—第25条)
- 第4章 雑則(第26条—第29条)
- 第5章 罰則(第30条—第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高槻市環境基本条例(平成13年高槻市条例第10号)の理念にのっとり、緑地環境の保全と緑化の推進を図ることが、現在及び将来の市民の健全な生活環境を確保するため、ひいては市の秩序ある発展を図るため欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全等に関し必要な事項を定めることにより、無秩序な開発を防止するとともに良好で快適な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に資することを目的とする。

(平13条例10・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「緑地環境」とは、森林、樹林地、草地、水辺地、植物の自生地、野生動物の生息地又はその状況がこれらに類する土地が、単独で、又は一体となつて形成する良好な自然的環境をいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 この条例の運用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、緑地環境の保全及び緑化の推進、農林漁業等の生業の安定その他の公益との調整に留意しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、緑地環境の保全及び緑化の推進を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(基礎調査の実施)

第5条 市は、植生及び野生動物に関する調査その他緑地環境の保全及び緑化の推進のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。

(知識の普及)

第6条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、緑地環境の保全及び緑化の推進のために必要な知識の普及を図る措置を講ずるものとする。

(地域開発施策等における配慮)

第7条 市は、地域の開発及び整備その他の緑地環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施に当たっては、緑地環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては緑地環境の保全及び緑化の推進のために必要な措置を講ずるとともに、緑地環境の保全及び緑化の推進に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第9条 市民は、緑地環境の保全及び緑化の推進に自ら努めるとともに、緑地環境の保全及び緑化の推進に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 緑地環境の保全

(保護地区等の指定)

第10条 市長は、緑地環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分及び態様により、保護すべき地区、樹木又は動植物を指定することができる。

- (1) 緑地環境保護地区 緑地環境を形成し、かつ、規則で定める基準以上の面積を有する土地の区域であつて、自然的社会的諸条件からみて当該緑地環境を保護することが特に必要な地区
- (2) 動植物保護地区 特定の野生動植物の生息又は自生する土地の区域であつて、その生息又は自生のために保護を必要とする地区
- (3) 樹林保護地区 規則で定める基準に該当する樹木の集団が所在する土地の区域であつて、その美観風致を維持するために保護を必要とする地区
- (4) 保護樹木 規則で定める基準に該当する樹木であつて、その美観風致を維持するために保護を必要とする樹木
- (5) 保護動植物 特定の野生動植物であつて、その生息又は自生のために保護を必要とする動植物

市長は、前項に規定する保護地区、保護樹木又は保護動植物(以下「保護地区等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、高槻市緑地環境保全等審議会(以下第18条第3項までにおいて「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ、指定しようとする保護地区の土地の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)又は保護樹木の所有者等の同意を得なければならない。
- 4 市長は、保護地区等を指定するときは、その旨及びその区域又は種類を告示しなければならない。
- 5 保護地区等の指定は、前項に規定する告示によつてその効力を生ずる。
- 6 第2項、第4項及び前項の規定は保護地区等の指定の解除について、第2項から前項までの規定は保護地区の区域の変更について、それぞれ準用する。
- 7 市長は、保護地区等を指定したときは、保護地区及び保護樹木については当該土地に、保護動植物については当該生息地又は自生地、当該指定を表示する標識を設置しなければならない。  
(保護地区又は保護樹木の保護等)

第11条 保護地区又は保護樹木の所有者等は、樹木の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

前項の所有者等に変更があつた場合その他規則で定める事由が生じた場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(保護地区内における行為の制限)

第1条 保護地区の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ( ) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 木竹を伐採すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保護地区における緑地環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

前項の許可には、保護地区における緑地環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

(保護樹木及び保護動植物に係る行為の制限)

第13条 何人も、保護樹木を損傷し、又は保護動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、殺傷し、採取し、若しくは損傷してはならない。

(適用除外行為)

第14条 前2条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ( ) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (3) 学術調査研究その他教育活動のために行う行為のうち規則で定めるもの
- (4) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち規則で定めるもの
- (5) 緑地環境に関する保全事業の執行として行う行為のうち規則で定めるもの

前項第1号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第1項第3号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は当該届出をした者に対して、必要な助言をすることができる。  
(中止命令等)

第15条 市長は、保護地区等における緑地環境の保全のために必要があると認めるときは、第1条第1項若しくは第13条の規定に違反した者、第1条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者又は前条第3項の規定による届出をせず行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入調査等)

第16条 市長は、この条例の 行に必要な限度において、職員に保護地区の区域内の土地又は保護樹木の所在する土地に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係者に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。ただし、日出前及び日没後においては、関係者の があつた場合を除き立入調査を行つてはならない。

前項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(損失の補償)

第17条 市は、第1条第1項の許可を得ることができないため、又は同条第2項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

前項の補償を受けようとする者は、市長にこれを請求しなければならない。

### 第3章 緑化の推進

#### (緑化推進地区の指定)

第18条 市長は、緑化の推進を図るため、規則で定める一定の区域を緑化推進地区として指定することができる。

2 市長は、緑化推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ、指定しようとする区域の住民の意見を聴かなければならない。

4 市長は、緑化推進地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 前2項の規定は、緑化推進地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

#### (緑化推進地区の整備等)

第19条 市長は、緑化推進地区ごとに地区緑化計画を策定し、これに基づき街路樹等の植栽、花壇その他の施設の整備を行うものとする。

2 緑化推進地区の区域内の住民は、積極的に前項に規定する地区緑化計画に協力するとともに、その敷地内に樹木、花等を植栽し、緑化に努めなければならない。

3 市長は、前項の樹木、花等の植栽について必要があると認めるときは、助言し、又は苗木の提供その他必要な援助を行うことができる。

#### (緑地協定の促進)

第20条 市長は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第45条又は第54条の規定に基づく緑地協定の締結又は設定が促進されるよう積極的に指導するものとする。

(平16条例21・一部改正)

#### (公共施設の緑化義務)

第21条 市は、その設置し、又は管理する公共施設について、規則で定める公共施設緑化基準により植樹等の緑化を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による公共施設の緑化が適切に維持管理されるための措置を講ずるものとする。

3 市長は、国及び他の公共団体が設置し、又は管理する施設について、第1項に規定する公共施設緑化基準に準じて緑化を推進するよう要請するものとする。

#### (民間施設の緑化義務)

第22条 事務所及び事業所の所有者又は管理者は、前条第1項に規定する公共施設緑化基準に準じて定める民間施設緑化指針により、当該事務所及び事業所の植樹等の緑化に努めるものとする。

#### (開発における緑化義務)

第23条 市の区域内において規則で定める開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為に係る区域における植樹等の緑化について市長と協議するとともに、当該協議に基づき植樹等の緑化を実施するものとする。

#### (地域緑化の推進)

第24条 市長は、住民が共同して一定の区域内の緑化を推進する場合において、当該緑化が地域緑化の推進に資するところが大であると認めるときは、苗木の提供その他必要な援助を行うことができる。

#### (生け垣の奨励)

第25条 市長は、住民がその居住する敷地内のうち道路に面する部分を生け垣により緑化しようとする場合において、当該緑化が規則で定める基準を満たしていると認めるときは、必要な助成を行うことができる。

### 第4章 雑則

#### (緑地環境保全等審議会)

第26条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、この条例の施行に関する重要事項について審議するため、高槻市緑地環境保全等審議会を設置する。

#### (表彰)

第27条 市長は、緑地環境の保全及び緑化の推進について功労があつたものを表彰することができる。

#### (助成)

第28条 市長は、この条例に定めるもののほか、緑地環境の保全及び緑化の推進について必要があると認めるときは、予算の範囲内で助成を行うことができる。

#### (委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 罰則

#### (罰則)

第30条 第15条の規定による市長の命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平4条例3・一部改正)

第31条 次の各号の1に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項の規定による許可を受けずに、同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第12条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者

(3) 第13条の規定に違反した者



平4条例3・一部改正)

第3条 第16条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000円以下の罰金に処する。

平4条例3・一部改正)

両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和6年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 高槻市自然景観等保護条例(昭和45年高槻市条例第1号)
  - ( ) 高槻市ほたる保護条例(昭和50年高槻市条例第4号)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の高槻市自然景観等保護条例(以下「旧自然保護条例」という。)第4条の規定により指定されていた自然景観地区は、第10条第1項に規定する樹林保護地区として指定されたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に、旧自然保護条例又はこれに基づく規則の規定によつてなされた許可、申請その他の行為は、この条例又はこれに基づく規則の相当規定によつてなされた許可、申請その他の行為とみなす。
- 5 ほたるは、この条例の施行の日において、第10条第1項に規定する保護動植物として指定されたものとみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 平成4年3月19日条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第21号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成16年規則第5号で平成16年1月17日から施行)

## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 施設の利用及び維持管理にあたっては、新たな施設拡充等を行うことなく、河川環境の保全・再生に引き続き配慮願いたい
- ⇒ 新たな施設拡充等を行うことなく、引き続き河川環境の保全・再生に配慮した管理を実施していく

## 平成20年 委員会

- ✓ 堤内に位置する施設であり、現状の利用を尊重する

## 平成26年 委員会

- ✓ (特に意見なし、前回意見の踏襲)

## 平成30年 委員会

- ✓ 特に問題なく管理されている。近傍に淀川の豊かな自然があることを踏まえて、淀川の自然環境を活用しながら利用していくような工夫を考えられたい
- ✓ 利用しやすく、良い場所である。利用実態の把握についても検討されたい
- ✓ ヒメボタル鑑賞会などの利活用実態について、資料に明示されたい

## 70.よし畑公園

記入者：島本町 都市整備課 能登屋

|       |           |      |    |      |     |    |                            |
|-------|-----------|------|----|------|-----|----|----------------------------|
| 番号    | 70. よし畑公園 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 島本町 | 場所 | 右岸 34.4k-85m<br>～34.4k-55m |
| ランク:C |           |      |    |      |     |    |                            |

(占用者作成)

|                   |   |             |  |
|-------------------|---|-------------|--|
| 位置図               |   | 現況写真        | <p>全景</p>  |
|                   |   |             | <p>公園内</p>   |
| 標準断面              |   | 現在の<br>利用形態 | 児童公園   |
|                   |   | 占用面積        | 222.67 m <sup>2</sup>                                    |
| 許可の<br>経緯         | <当初許可>H18.07.05<br><許可期限>R6.06.30   | 都市計画<br>の有無 | 無  |
| 堤内地・堤<br>防・堤外地    |   | 付帯施設<br>等   | ウォールベンチ 12m<br>ブランコ 1基<br>すべり台 1基                        |
| 特記事項              | なし  |             |  |
| 前回審議<br>意見と<br>対応 | 前回審議の意見   |             | 前回審議意見の対応  |
|                   | ・公園の維持管理については、地域住民が主体的に参加できる仕組みを検討し、愛着を持って使い続けてもらえるよう配慮されたい。清掃時に、利活用に関する地域の要望を聞くなどの対応にも努められたい |             | ・定期的な清掃、除草・剪定など、住民の皆様が安心安全に利用できるよう適切な維持管理に努めるべく、自治会等と調整。 |

## 【チェックリスト】

Cラック案件のチェックリストの様式  
●河川保全利用チエックリスト(占用地 名称：70よし畑公園)

| No | 確認の視点      | 確認事項  | 過年度意見   | 過年度意見についての対応と進捗  | 占用者による確認 | 河川管理者による確認 | 河川保全利用委員会の意見 | 評価区分  | 備考 |
|----|------------|---|---|--|----------|------------|--------------|---|----|
| 1  | 占用の必要性     | 自治体等が決定する計画に当該施設的位置づけはあるか<br>※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す<br>(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等       |   |  | x        |            |              | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                       |    |
| 2  |            | 避難場所等の防災上の位置づけはあるか<br>(例)地域防災計画等  |   |  | x        |            |              | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                       |    |
| 3  |            | 堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか   |   |  | x        |            |              | ○:ある<br>△:検討中<br>×:ない                       |    |
| 7  | 占有目的       | 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか   |   |  | ○        |            |              | ○:公平に利用できる<br>△:公平に利用できない場合がある<br>×:特定の者が利用 |    |
| 8  |            | 利用状況は占有目的に合致しているか   | 公園の維持管理については、地域住民が主体的に参加できる仕組みを検討し、愛護を促して使い続けてもらえるよう配慮されたい。清掃時に、活用に関する地域の要望を聞くなどの対応にも努められたい | 定期的な清掃、除草・剪定など、住民の皆様が安心安全に利用できるような適切な維持管理に努めるべく、自治会等と調整。 | ○        |            |              | ○:合致している<br>△:合致していない場合がある<br>×:合致していない     |    |
| 10 | 自然環境の保全・再生 | 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか<br>(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等 |   |  | ○        |            |              | ○:把握している<br>△:調査中<br>×:連携していない              |    |
| 16 | 適正な利用      | 不許可の工作物は設置されていないか   |   |  | ○        |            |              | ○:設置されていない<br>△:設置される場合がある<br>×:設置されている     |    |
| 17 |            | 占用区域外を使用していないか<br>(例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等                            |   |  | ○        |            |              | ○:使用していない<br>△:使用している場合がある<br>×:使用している      |    |
| 19 |            | 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか<br>(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等                    |   |  | ○        |            |              | ○:迷惑な利用はない<br>△:迷惑になる場合がある<br>×:迷惑な利用がある    |    |
| 20 |            | 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか   |   |  | ○        |            |              | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない                |    |
| 22 |            | 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか  |   |  | ○        |            |              | ○:定めている<br>△:検討中<br>×:定めていない、又はルールを定めていない   |    |

## 【参考資料】河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)



## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 公園の維持管理について、地域住民が主体的に参加できる仕組みを検討し、愛着を持って使い続けてもらえるように配慮願いたい
- ⇒ 地域住民等の意見も聞きながら維持管理について検討していきたい
- ✓ 身体障害者やベビーカー使用者を含め公園の利用状況を把握し委員会に報告すること

## 平成22年 委員会

⇒ 前回審議意見について、引き続き検討をしていきたい

## 平成26年 委員会

- ✓ 前回と同じ

## 平成30年 委員会

- ✓ 特に問題なく管理されている
- ✓ 公園の維持管理については、地域住民が主体的に参加できる仕組みを検討し、愛着を持って使い続けてもらえるよう配慮されたい。清掃時に、利活用に関する地域の要望を聞くなどの対応にも努められたい